

藩域からみた農家住宅の地域的特徴と歴史的発展過程に関する研究(2)(梗概)

日本文理大学 大岡敏昭

目 次

I 章 序論

II 章 藩領域からみた東北南部地方 4 藩と中部地方 4 藩の農家住宅平面構成の相違と各藩農家住宅の発展過程

(II-1) 藩内における農家住宅の「混在化現象」と異なる系統の住宅への「転換過程」について

(II-2) 藩領域からみた東北南部地方、中部地方 8 藩の農家住宅平面構成の相違

(1) 東北南部地方の二本松、三春、相馬、磐城平藩について

(2) 中部地方の松本、諏訪、甲府、上田藩について

(II-3) 各藩の農家住宅平面構成の発展過程

(II-4) 結論

III 章 藩領域で、その藩独自の特徴的農家住宅平面構成が成立した理由と要因（武家住宅と家作規制からみた場合）

(III-1) 在郷武士と城下町武士について

(III-2) 藩別比較による武家住宅の概要

(III-3) 在郷武家住宅と城下町武家住宅の関係からみた農家住宅との関連(家作規制も含めて)

(1) 在郷武士制度のある藩の場合

(2) 在郷武士制度はないが在郷にかなりの武士が居住している藩の場合

(3) 在郷武士制度がなく在郷に武士が殆ど居住していない藩の場合

(III-4) 結論

I 章. 序論

江戸時代後期⁽¹⁾から明治期に建てられた農家住宅が、江戸時代の藩領域によって、その藩独自で独特の形式の住宅が成立分布していること。更に、隣接している他藩の農家住宅とは、その平面構成（発展系統）が藩領境界によって異なっていることが本研究（前報告）によって実証された。このことは、次の3点において、農家住宅と地域の関連性を捉える上で新たな重要な認識を提起するものである。

先ず第1は、農家住宅の平面構成を規定する地域的条件についてである。全国的に様々に異なる平面構成の農家住宅が地域的な分布圏域をもって成立している。この平面構成の異なる農家住宅の分布圏域と、その平面構成の違いを規定している地域的条件については、これまで余り明確にはされてこなかった。強いて言えば、石原憲治氏の一連の研究⁽²⁾にみられる如く、東北、九州といった地方区分と県別で農家住宅の平面構成の地域的差異を捉え、その地域的条件は、気候・地形・風土・農業生産形態・文化の進展と伝播などで簡単に説明されるのが一般的であったと言えよう。中でも、平面構成の違いは、気候・地形・風土などの自然・地理的条件の違いによるといった認識が数多くの文献⁽³⁾にみられるのである。

これに対し、上述の地域的条件が同じ地域内において江戸時代の地域的な文化圏域でもあった藩領域で、その平面構成（発展系統）が異なっている藩域の存在した事実は、上述の認識の修正を示唆するものである。しかも住宅は極めて人的・文化的な地域的条件に規定された歴史的産物であると言えよう。この実証藩域は本報告を含めて、東北・九州・中部の23の藩に及び、最早、1つの普遍的現象であったことを意味している。

第2は、住宅空間と生活との関係である。藩領域で平面構成が異なるのは江戸後期に建てられた農家住宅だけでなく、藩の割拠が取り外された明治期（前期のみならず後期も）に至っても、一部の境界域を除いて、江戸期の特徴的な平面構成（発展系統）がその旧藩域に継承されている。このように、生活と社会条件が変化しても旧来の平面構成（発展系統）が厳然と継承されている事実は、これまでの住宅をみる視点の1つであった「空間と生活は対応関係にある」といった認識の再考を迫るものである。

第3は、さらに現代の近代化されたかにみえる農家住宅においても、江戸後期の各藩の農家住宅平面構成の諸特徴が様々な形態でその地域に継承されている⁽⁴⁾。

特に「家」の社会的空間としての座敷構成が顕著に残存・継承されているのである。このことは、江戸時代後期から現代までの農家住宅の発展過程、および今後の農家住宅を探る上で、藩領域の地域的枠組みは重要な分析視点であると言えよう。

本研究は、江戸時代後期において、各藩独自の平面構成が成立し、藩領域で農家住宅の平面構成（発展系統）が異なっていたことを実証し、そして江戸後期を基点に、それ以後の発展過程と、それ以前の各藩の特徴的な住宅の成立過程を解明、実証することを目的としているが、本報告は以下の研究課題について分析したものである。

①前報告に引き続き、藩領域で農家住宅の平面構成が異なっていることについての実証事例の拡大を行う。前報告の東北・北部地方と九州地方の15藩に引きつづき本報告は、東北・南部地方の4藩と中部地方の4藩を対象に述べる。(II章)

②各藩の農家住宅の発展過程を考察する。特に、一つの藩領域内に異なる系統の住宅の混在分布がみられる藩の「混在化現象」と、ある系統の住宅から他の異なる系統の住宅への「転換過程」について分析する。(II章)

③その藩で、独自で独特の平面構成の農家住宅が成立した理由、要因をその藩の武家住宅、家作規制との関連で考察する。(III章)

尚、江戸後期から現代までの発展過程については、現在調査中であるのでフルレポートに掲載する。

II章. 藩領域からみた東南北部地方4藩と中部地方4藩の農家住宅平面構成の相違と各藩農家住宅の発展過程

(II-1) 藩内に於ける農家住宅の「混在化現象」と異なる系統の住宅への「転換過程」について

藩領域から農家住宅の平面構成の分布傾向をみた場合、その分布形態を分類整理すると以下の如くなる。

(A) 藩領域と藩領域の境界域分布形態

- (A・1) 隣接する他藩とは藩境界で住宅の平面構成（発展系統）が異なっている。
 - (A・11) 藩境界線で明確に異なっている。
 - (A・12) 藩境界線の付近は両藩の住宅が混在分布している。また折衷型が成立分布している。
- (A・2) 隣接する数藩は同じ系統の農家住宅が分布している。(藩で住宅が異なっていない)

(B) 藩領域内の分布形態

- (B・1) 1つの系統の住宅が藩領域全域に分布している。
 - (B・11) 発展段階の前段階の住宅が主として分布している。
 - (B・12) 発展段階の後段階の住宅が主として分布している。
 - (B・13) 前・後段階の住宅が混在分布している。
- (B・2) 同じ系統であるが発展過程の異なる住宅が藩内に地域的に分かれて分布している。
- (B・3) 異なる系統の住宅が藩内に混在分布している。(混在化現象)

この分布形態はその藩の農家住宅の建築時期、藩の統治領域の継続と変動、隣接する藩と藩の関係、藩内の歴史的な支配体制と諸政策等に規定された結果といえる。

江戸時代に於ける農家住宅の発展は、前報告で述べたように、藩で異なりながらも全国的傾向として、江戸時代中・後期にかけて、構造的発展、規模拡大を伴い、急激に発展している⁽⁵⁾。その発展は家族住生活空間と接客空間の拡大、拡充によるものである。特に後者の発展が概して大である。それは、5、60年の短期間に大きく発展すると云う藩も少なくない⁽⁶⁾。この住宅の発展時期は（模索・変動）期→（収束・様式化）期の過程で前者の時期にあたると言えよう。しかも、その時期は藩によって異なり、そのことも、その藩の分布形態を規定しているのである。

かかる意味で「藩領域」は農家住宅の様々な分布形態に拘らず、農家住宅の発展過程と地域との関連をみる場合の分析視点になるのである。

これらの分布形態のうち、上述の点線部分（B・3）の異なる系統の農家住宅の混在分布を本研究では「混在化現象」と称している。これは、住宅のある発展の方向への諸契機と動向を内在させており、農家住宅の系統を考察する上で重要な対象である。

前報告で、農家住宅平面構成の発展には、発展系統と発展段階の2つのカテゴリーが含まれていること。そして、発展系統の住宅ごとにその発展段階をみていくことが重要であることを述べた。このことは、その住宅の発展系統が固定的であることを意味しない。即ち、農家住宅の発展には、地域条件に規定されながら、その発展系統における発展段階及び発展過程と、ある系統から異なった別の発展系統への転換も存在する。このようにして、農家住宅は単純で限られた初源的住宅から、より複雑で数種の系統の住宅に発展したといえよう。

例えば、前報告で実証した延岡藩に於ける併列型住宅から鍵座敷系住宅への発展は、平面構成原理の変化、転換である。本研究では、これを異なる発展系統の住宅への「転換過程」と称している。

本章では異なる発展系統の住宅の「混在化現象」に内在する異なる発展系統への「転換過程」を中心に分析する。

(II-2) 藩領域からみた東南北部地方、中部地方の8藩の農家住宅平面構成の相違

II章に於ける農家住宅の調査方法は前報告と同じである。調査概要は（表-1）に示す。調査藩の性格は（表-2）に示す。

(1) 東南北部地方の二本松、三春、相馬、磐城平藩について

東北の南部地方は旧族居付を中心とした奥州の外様大

名の抑えのため、譜代大名を配し、外様と譜代藩との接点に当たる地域である。この地域の外様大名は江戸初期から江戸末期まで継続統治しているのが殆どであったのに比べて、譜代大名は転封が多く、領域の変動も激しい。この理由は、譜代どうしの結束の恐れと幕府権力の示威であったといわれる⁷⁾。(図-1)は二本松、三春、相馬、磐城平の4藩に分布する農家住宅を(図-2)の住宅型分類法に基づいて分類しプロットしたものである。磐城平藩は譜代であるが他の3藩は外様である。4藩とも石高数は同程度である。

まず、二本松藩領域の住宅型分布をみると、前座敷系住宅が藩領全域に分布している。南部の三春藩との境界付近に鍵座敷系住宅が僅かに分布しているが、これは、明治期の住宅か、または中座敷のある住宅である。従って、中座敷のない住宅と江戸期の住宅は全て前座敷系である。二本松藩の住宅の特徴的なことは、全て広間型であり、田の字型がみられないこと。その広間型も座敷にトコのない住宅がかなりあり、江戸後期における農家住宅は隣接する他藩の住宅に比べて、その発展が遅れた初期の平面であったと言えよう。

二本松藩の南に隣接する三春藩領域をみると、藩領全域に前座敷系住宅と鍵座敷系住宅が混在分布の傾向がある。更に、一つの村うちでも両型が混在分布している。

このように、三春藩の農家住宅は2つの異なる系統の住宅の「混在化現象」がみられるのである。前座敷系、鍵座敷系住宅とも広間型(一部くい違い型)であり、その前座敷住宅はトコの無い住宅が多い。これは、後述するが、トコのない前座敷広間型住宅からトコが設置された鍵座敷広間型住宅への「転換過程」を内在している現象である。三春藩と二本松藩との境界域の④地域は平地、及び、丘陵地域である。この境界域の二本松藩側は前座敷系住宅の分布が支配的であるのに対し、三春藩側は前座敷系と鍵座敷系住宅が混在しつつも鍵座敷系住宅の分布傾向が強い。三春藩の南東部に隣接する磐城平藩と境界域の⑧地域をみると前座敷系住宅はなく、鍵座敷系住宅が分布している。磐城平藩は後述するが鍵座敷系住宅の分布域である。三春藩は、北部に前座敷系住宅が支配的に分布する二本松藩と、南東部に鍵座敷系住宅が分布する磐城平藩に挟まれ、その分布は前座敷系と鍵座敷系の混在分布地域となっている。このことは、二本松藩と三春藩の住宅が江戸初・中期に於いてはトコなしの前座敷広間型住宅の分布域であったが、江戸後期に至って三春藩の住宅は、隣接する磐城平藩の鍵座敷系住宅の影響を受けて、トコなしの前座敷広間型住宅からトコつきの鍵座敷広間型住宅への「転換過程」が展開したといえる。

一方、二本松藩の住宅は異なる系統への「転換過程」が存在せず、一部の住宅は江戸後期に至ってトコが設置

(表-1) 農家住宅調査概要(現地復元調査)

調査藩と戸数 調査年月	調査藩と調査戸数	計
・東北南部地方 昭和59年9月 11月 昭和60年3月	1. 二本松藩 20戸 2. 三春藩 37戸 3. 相馬藩 13戸 4. 磐城平藩 16戸 その他 3戸	91戸
・中部地方 昭和60年3月	5. 松本藩 8戸 6. 諏訪藩 27戸 7. 上田藩 (10戸) 8. 甲府藩 8戸 その他 9戸	52戸(10戸) 143戸(10戸)

()内数字は住宅図面記入依頼調査である。

(表-2) 農家住宅調査藩の位置と藩の概要

調査藩位置図	No	藩名	石高	外様 譜代	藩領主の変化(注1)		
					1603	1700	1868
・東北(南)	1	二本松	5万石	外様	譜代	丹羽氏(白河) 1643	
	2	三春	5万5千石	外様	譜代	秋田氏(常陸) 1654	
	3	相馬	6万石	外様	譜代	相馬氏(出羽) 1747	
	4	磐城平	7万石 ※1 1747の領域 ※2 安藤氏時代(1756~幕末)の領域	譜代	内藤氏(上野) 1622 ※1 安藤(美濃) 1756 ※2		
・中部	5	松本	7万石 ※1 1725に大領となる 6万石 ※2	譜代	水野(三州) 1642 ※1 松平(鳥羽) 1725 ※2		
	6	諏訪	3万石	譜代	諏訪氏(出羽) 1601		
	7	甲府 (大領)	14万4千石 ※1 15万石 ※2	家門 譜代	中津藩(徳川) 1661 ※1 大領 1724 ※2		
	8	上田	6万石 ※1 5万8千石 ※2	外様 譜代 ※2・3	仙石氏(小諸) 1622 ※1 松平(出羽) 1706 ※3		

(注1) 藩主の変化の際で、領主名の後の()内は前封地の領地名を表し、数字は現封地への入封年を表す。
(注2) 磐城平藩は領主の変動によって領域が縮小、変化している。それ以外の藩の領域の変化は極く一部の地域に僅かに存在して基本的には幕末までの変化はない。
(注3) 藩領域、領主、石高などについては、福島県史(近世)2,3巻、相馬市史(通史編)三春町史(近世2)いわき市長野史3.5巻、諏訪の近世史、山梨県史(2)、旧高田県取調帖(東北)(中部)などを参考とした。

された前座敷広間型住宅への発展方向を辿ったといえよう。ところで、これらの住宅に混じって、タテ型座敷の奥と前の両座敷にトコが設けられた折衷型D住宅が、二本松藩と三春藩の境界域の④地域に僅かながら分布している。これは、後述するが前座敷系住宅からの発展型である。

次に、磐城平藩領域の住宅をみてみよう。磐城平藩は(表-2)にみるように、江戸期に藩主が5氏変わっている⁸⁾。いずれも譜代大名である。この変化の際に領域、石高が減少している。(図-1)にみる磐城平藩の領域は佐竹、鳥居、内藤氏時代(天正17年(1589)~延享4年(1747))の領域である。中でも内藤氏の統治が初・中期の125年間を占める。藩内のA地域は内藤氏の分家(泉藩一寛永11年(1638)~)であり、B地域も同じく分家(湯長谷藩一寛文10年(1670)~)である。文化圏域としては磐城平藩域と同質と見做してよい。ところが、延享4年(1747)に内藤氏が延岡へ転封され、その後に井上、安藤氏が入封しているが、その際に磐城平藩の領域はC地域のみ減石、縮小されている。減らされた地域は天領と棚倉、笠間、福島藩などの飛び地となっている。その領域も非常に細分・錯綜し、しかも領域領主の変動

は錯綜、変動し、幕末に至っている。この地域の支配はそれまでの農民生活の諸様式、諸習慣を考慮した上での代官を通じての年貢収奪であった。又、飛地であり、藩の間接支配域である。これに対して、内藤氏領主時代の磐城平藩は城付きの直接支配であった。

このように、江戸時代後期に建てられた或る系統の農家住宅の分布圏域が、江戸時代初・中期までの藩領域と一致している事実は以下の2つの意味を有している。1つは、江戸中期に藩領域が城付き支配以外の天領、他藩の飛び地に変化しても、それまでの藩領域（中期まで）で形成された地域的文化圏域が江戸後期まで継承されていること。2つめは、その藩領域が存在した江戸中期までに、その系統の住宅の発展が収束・様式化していたことが考えられる。いずれにしても、江戸期においても、初・中期の藩領域の枠組みが、後期の住宅をも規定しているのである。

最後に相馬藩領域の住宅である。藩領全域に前座敷系住宅が分布している。田の字型は2例しかみられず広間型が支配的に分布している。

以上、東北の南部地方の4藩域においても、農家住宅の平面構成（発展系統）が藩によって異なっていることが実証された。しかも、分布形態も藩によって異なる。これは、その藩の江戸後期における農家住宅の発展の内容的相違と時期的差異の現象形態に他ならないといえよう。

(2) 中部地方の松本、上田、諏訪、甲府藩について

畿内、東海、中部、関東は幕府にとって戦略的、財政的にも重要な地域であった。その地域の要所には天領、親藩、譜代直系を中心に配し、その領域も非常に錯綜している。信濃の国も天領が細かく入り混り、小藩が分立した複雑な領域構造を呈している。調査対象の4藩は、特に、江戸と畿内を結ぶ主要街道の中山道、甲州街道などが領地の中心地域を通っている。松本、上田藩は江戸中期に一部領地が天領化しているが、概ね、藩領域は幕末まで変わらない。諏訪藩は旧族居付の大名であり幕末までの完全統治で領域も初期から変化は全くない。甲州の甲府藩は江戸中期までの藩であり、後期は天領化している。(図-3)をみると、北から松本、諏訪、甲府藩領域が主要街道を縦軸にして連担している。3藩の北に位置する松本藩領域は鍵座敷系住宅が主として分布している。中央の諏訪藩領域は前座敷系住宅が、南に位置する甲府藩（北部地域）は鍵座敷系住宅が支配的に分布している。このように、連担する3つの藩の住宅分布の形態は、前座敷系住宅分布の諏訪藩を鍵座敷系住宅分布の松本藩と甲府藩が挟むというサンド・イッチ状の分布形態を呈している。鍵座敷系住宅がほぼ藩領全域に分布している松本藩の東に隣接する上田藩領域は、松本藩の住宅

とは異なる前座敷系住宅が分布している。以上、藩境界域に若干の異なる住宅の混在がみられるが、4藩域とも隣接する他藩とは分布する住宅の平面構成（発展系統）は異なっている。また上田藩と諏訪藩に分布する住宅は同じ系統の前座敷系であり、松本藩と甲府藩に分布する住宅も同じ系統の鍵座敷系である。ところが、同じ系統であっても、その平面構成は各藩でかなり異なり、その藩独自の形式の住宅が成立しているのである。

更に、藩内の分布傾向を詳しくみてみよう。

松本藩の北部の白馬地域に鍵座敷系住宅に混じって併列型が分布し、異なる系統の住宅の「混在化現象」がみられる。併列型から鍵座敷系住宅への「転換過程」が示唆される。藩内の㊶・㊷地域は松本藩が水野氏から戸田松平氏に変わった際、享保10年（1725）に松本藩から天領に変化している。この地域も前述したように天領化しても松本藩の鍵座敷系住宅の分布傾向がみられる。㊶地域の北部に前座敷系と鍵座敷系との折衷型D住宅の分布がある。この折衷型D住宅は隣接する上田藩側の境界域にも分布しており、松本藩の鍵座敷系住宅と上田藩の前座敷系住宅との折衷型住宅と考えられる。

鍵座敷系住宅が支配的に分布する松本藩の南部の㊸地域から平坦地の境界を越えて諏訪藩に入ると前座敷系住宅の分布圏域である。ところが、藩内は北部、中部、南部の3地域で平面構成の異なった住宅が分布している。

これは、同じ前座敷系の住宅であっても発展過程が異なる住宅である。

まず、北部の㊸地域は、(写真-1)と(Ⅱ-3)での事例15、16にみるような「本棟造り」と称されている農家住宅が分布している。それは板葺きで妻入り形式の屋根（正面外観を含む）と独特の平面構成の住宅形式である。ところが、本棟造りの特徴的な屋根形式とその正面外観はこの周辺域の種々の平面構成の住宅に普及しており、平面形式と屋根形式とは分けて考えるべきであろう。本研究ではこの住宅型を平面的特徴から前座敷3段型住宅と定義している。この平面形式（前座敷3段型住宅）と屋根形式（本棟造り）を持つ住宅は、松本平野から塩尻地方に分布し、上層農家の特徴的住宅といわれてきた。然し、藩領域からその分布形態をみると、松本藩南部地域、天領域、諏訪藩の北部地域（㊹地域）にも多く分布



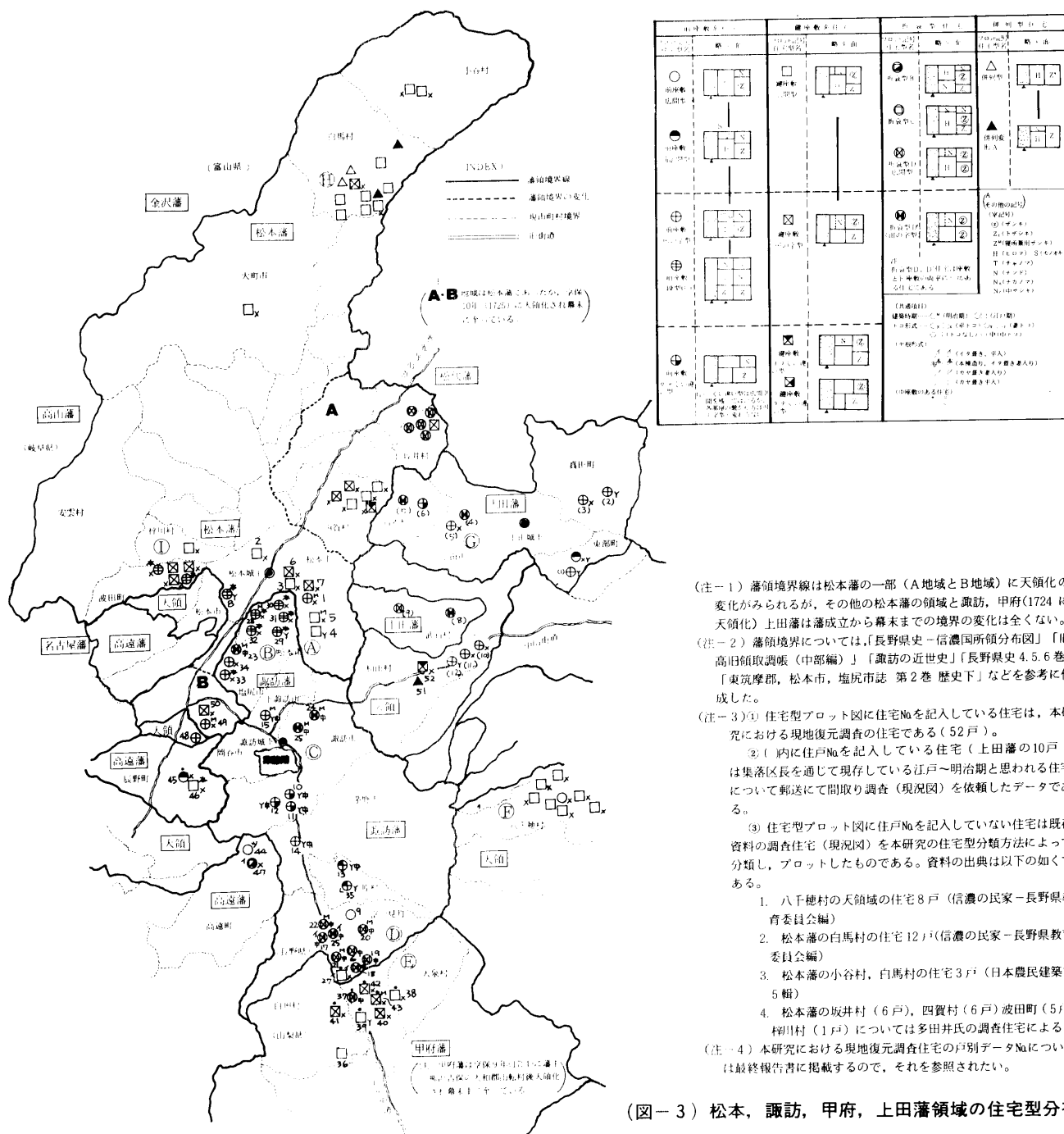
写真-1 本棟造りの正面外観（諏訪藩農家）
長野県松本市中山（住戸 No. 29）

しており、特に諏訪藩の③地域に分布が集中している。

諏訪藩③地域は東五千石と呼ばれ、諏訪藩の城下町のある③地域の諏訪盆地（海拔759m）とは高さ1429mの山で隔てられた飛び地的地域である。この地域は諏訪藩成立〔慶長6年（1601）〕の後の元和3年（1617）に大阪の役に従軍し、松本盆地の5千石を増加された地域である⁽⁹⁾。そのうち、2千石を明暦3年（1657）に諏訪氏の二弟に分知させている。後の3千石は藩の蔵入り地で代官支配である。即ち、江戸初期において諏訪本藩の③、④地域の地方知行とは異なり藩の直轄地であった。従って、二弟の住宅、代官の住宅は諏訪藩城下町の上級武士の住宅形式を継承したことは容易に窮われる。この住宅形式が東五千石地域に江戸中期ごろまで残存していた御館農

家、庄屋層の住宅に継承され、上層農家の住宅形式としての前座敷3段型住宅が成立し、隣接する松本藩、天領地域の農家に普及していったと考えられるのである。この根拠は後述するが、この地域の上層農家住宅と武家住宅の関連にある。下層農家の住宅はカヤ葺きで平入りの前座敷系住宅であった。

諏訪本藩の③地域に分布する住宅は上層、下層をふくめてカヤ葺き平入りの前座敷系の田の字型、食い違い型住宅である。特に、トコ形式とイロリのある茶の間の位置に特徴がある。トコは（写真-2）にみるように、トコ地板は二尺程度の高さで、その下に地袋がある簡素な中トコである。農家住宅の茶の間は田の字型住宅では奥にとられるのが一般的であるが、諏訪藩の住宅は表側に



（図-3）松本、諏訪、甲府、上田藩領域の住宅型分布

とられている。

南部の④地域に分布している住宅は、前座敷系住宅が隣接する甲府藩（北部）の鍵座敷系住宅のタテ型座敷構成の影響を受けて成立したとみられる折衷型D住宅が集中的に分布している。この折衷型D住宅も、前座敷のトコ形式は中トコであり、前座敷に中トコを持つ住宅は諏訪藩の特徴であることが判る。

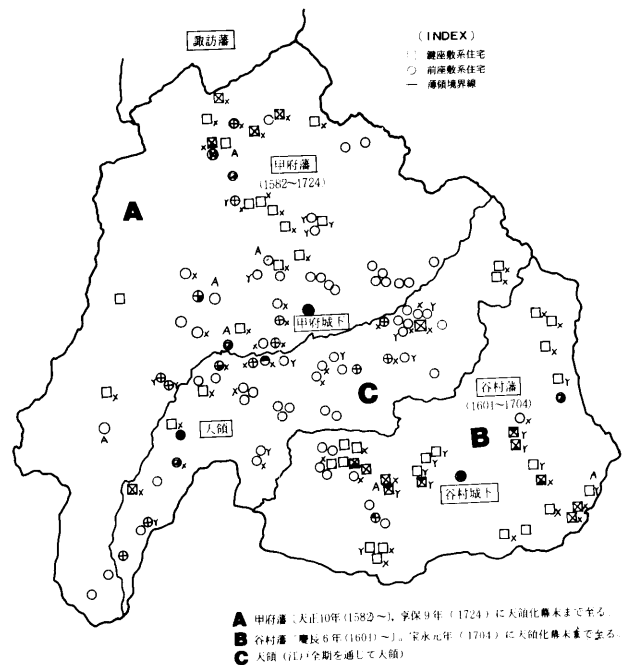
以上の如く、諏訪藩では、同じ前座敷系住宅であっても、発展過程の異なる3つの住宅が藩内の3地域に分かれて分布しているのである。この藩内の3つの地域は東五千石の④地域が藩の直轄地である。③、①地域はそれまでの地方知行を召しあげ、延宝2年（1674）に下筋・東筋・西筋に3分割し代官統治に変化している。中トコ付の前座敷系住宅の分布域（③地域）は下筋・東筋の地域に該当し、中トコ付の折衷型が分布する④地域はこの西筋の代官統治域と一致するのである⁽¹⁰⁾。従って藩内において同じ系統であるが、発展過程の異なる住宅が地域的に分かれて分布していることは、前報告の延岡藩でもみられたように、藩内支配体制の人為的枠組みに強く規定された結果と言えよう。このことは、農家住宅の平面構成が人的文化的条件に規定されていることを更に実証するものである。（延岡藩では高千穂地域とそれ以外の地域とは分布する住宅が異なる。それは、どちらも併列型からの発展系であるが発展過程の異なる住宅である。この高千穂地域の支配体制は藩内の他の地域とは異なる）

次に、諏訪藩の南部に隣接する甲府藩（北部）は諏訪藩の前座敷系、折衷型D住宅とは異なる鍵座敷系住宅が分布している。この甲府藩を含み、甲斐の国の住宅の分布形態を既存の調査資料（山梨県の民家—山梨県教育委員会編）を使い、本研究の分類方法で分類し作成した住宅型の分布図が（図-4）である。甲斐の国は中央部の天領の他、甲府藩と谷村藩が江戸の中期まで領域を形成している。その後、2藩とも江戸中期に廃藩して天領になったまま幕末に至っている。まず、甲府藩領域をみると、諏訪藩との境界域から中央地域までに分布する住宅は、一部の前座敷系住宅の混在があるものの、鍵座敷系住宅が支配的に分布している。その南部域は前座敷系住宅の分布域である。このように、甲府藩領域にも異なる系統の住宅の「混在化現象」がみられる。甲斐の国の中心部の天領域（江戸全期間）は完全なる前座敷系住宅の分布域である。その南東に隣接する谷村藩領域は鍵座敷系住宅が強く分布しており、隣接する天領域とは異なっている。

この様に甲斐地方においても、江戸後期の農家住宅の分布傾向は、江戸初・中期まで存在した甲府藩、谷村藩領域が江戸後期に建てられた農家住宅の平面構成とその分布圏域を規定しているのである。



写真-2 中トコの事例（諏訪藩農家）
長野県諏訪中州（住戸 No. 11）



（注-1）「山梨県の民家」山梨県教育委員会（昭和57年）の農家住宅の復元図156戸について、その平面を本研究の分類方法で分類し、プロット図化した。
（注-2）藩領域については「山梨県の歴史」山川出版、「新編物語藩史第4巻」人物往来社などを参考に作成した。

（図-4）甲斐の国（現山梨県）の藩領域の変化と住宅型分布

（Ⅱ-3）各藩の農家住宅平面構成の発展過程

（1）東北部地方4藩の農家住宅の発展過程

① トコなしの前座敷広間型からトコ付の鍵座敷広間型への転換過程（三春藩の場合）

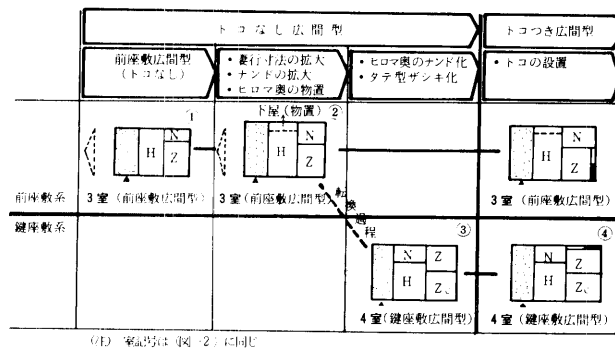
（図-5）は転換過程のモデル図である。①のトコのない前座敷広間型（三つ間取り）の梁間は3間～3.5間である。この梁間いっぱいの奥行（妻行き寸法）の住宅からその奥側に下屋を拡大した住宅が②である。広間（H）の奥の梁端と下屋の境の上部は梁がかかる桁梁からのタレ壁になっている。このタレ壁の奥は食器棚などの物置場となっている。妻行寸法の拡大によって寝所（N）も拡大している。この寝所と住宅表の座敷（Z）

との間は板戸、襖で間仕切られ、養蚕、接客時には両室が使われている。更に妻行寸法が拡大して、広間の奥が間仕切られて寝所になり、元々寝所であった部屋は③の如く座敷に転換している。この結果、前座敷からタテ型座敷構成に変化している。この奥座敷にトコが設けられて④の鍵座敷広間型が成立している。一方、②のトコなしの前座敷広間型からその前座敷にトコが設けられ⑤のトコ付の前座敷広間型住宅への発展も僅かにみられる。以上の過程を事例で検討してみよう。事例-1はトコのない前座敷広間型住宅である。梁間3間、妻行き4間であり、住宅の表と奥の各半間が下屋である。広間（ダイドコロ）の奥は仏壇などが置かれている。梁間を3.5間にし、妻行寸法も4間に拡大した住宅が事例-2である。広間の奥はタレ壁のある物置場である。更に、梁間3.5間のまま妻行寸法を5間に拡大した住宅が事例-3である。広間（ウワイドコ）の奥が間仕切られて寝所（ナンド）になっている。そして、上手の奥の部屋は7.5帖に拡大し、ナゲシが貼られ「トコノマ」と称する奥座敷となっている。トコなしの前座敷広間型から妻行寸法の拡大による鍵座敷広間型への過渡的住宅であろう。そして、奥の座敷にトコが設けられて事例-4の纏まった平面構成の鍵座敷広間型に発展している。この異なる系統への転換過程は規模拡大に伴う座敷空間の拡大・拡充化にあることは言うまでもない。それに、これはトコのない住宅からの転換過程であり、トコのある前座敷住宅からの転換は見られない。トコのある前座敷広間型からのタテ型座敷への発展は奥と前の両座敷にトコが設けられた折衷型D住宅への過程となる。このことは、座敷空間におけるトコの付加は接客様式の確立を意味し、その後の住宅の発展を大きく規定したといえる。

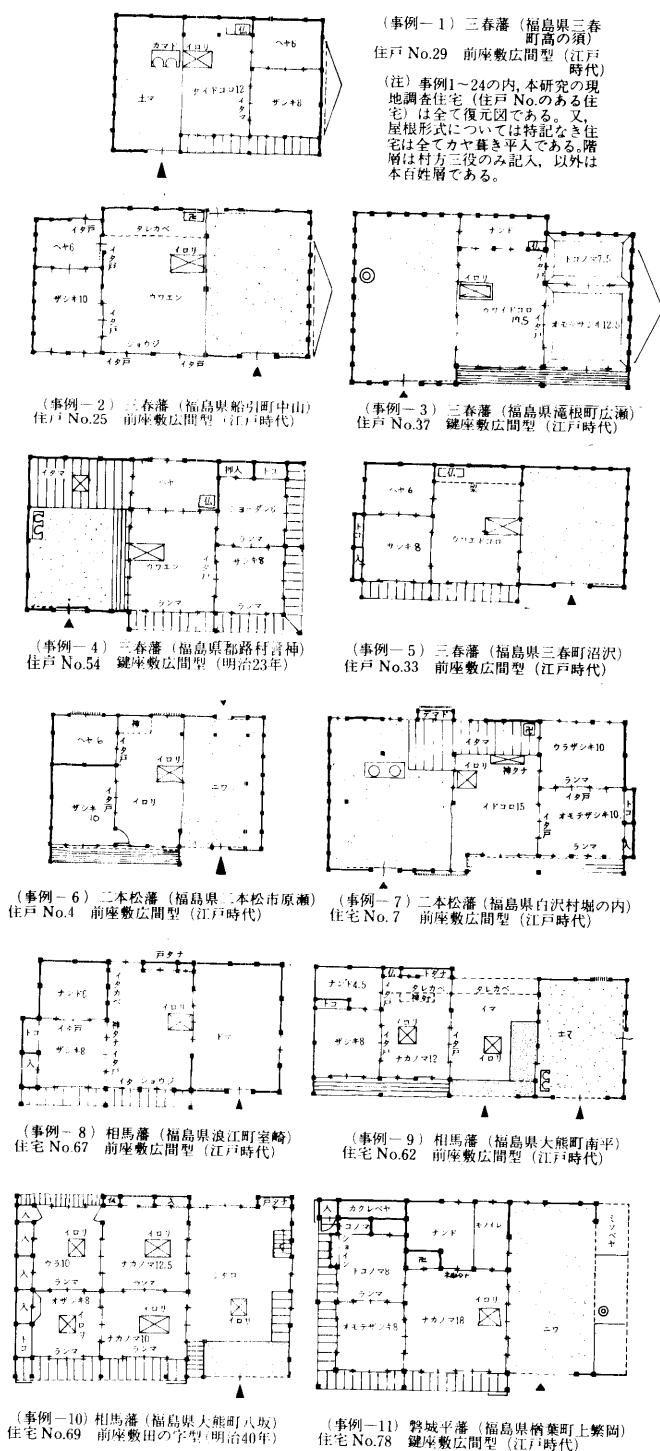
以上からして、鍵座敷広間型住宅の成立は、前報告で実証した併列型からの発展に加えて、トコなしの前座敷広間型からの発展も存在することが実証されたのである。従って、太田博太郎氏の論述に代表される「鍵座敷系住宅はタテ型座敷が付加して成立した」とするタテ型座敷付加論⁽¹⁾は問題があることは明白である。

② 二本松、相馬、磐城平藩の住宅の発展過程

二本松藩の農家住宅は前座敷系住宅である。事例-6はトコなしの前座敷広間型である。この住宅型の妻行寸法が拡大し、広間の奥に物置が設置され、寝所（ウラザシキ）が拡大している住宅が事例-7である。寝所（ウラザシキ）と前座敷との間に欄間が設けられているが、これは養蚕のために通風を良くする故である。相馬藩の住宅が事例-8～10である。前座敷広間型から前座敷田の字型への発展がみられる。磐城平藩の住宅が事例-11～12である。鍵座敷広間型から鍵座敷田の字型への発展がみられる。



(図-5) 前座敷広間型 (トコなし) から鍵座敷広間型 (トコつき) への転換過程



(2) 中部地方 4 藩の農家住宅の発展過程

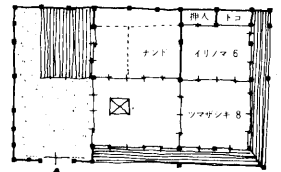
ここでは、同じ系統の住宅であるが、その発展過程の異なる住宅が地域的に分かれて分布している諏訪藩を対象にして、前座敷 3 段型住宅（本棟造り）と折衷型 D 住宅への発展過程を中心に考察する。

① 前座敷 3 段型住宅（本棟造り）の成立過程

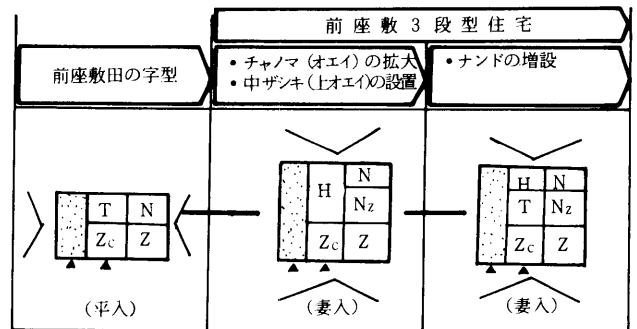
（図－6）は前座敷 3 段型住宅の発展過程を表わしたモデル図である。事例－13は諏訪藩の東五千石（㊸地域）地域に分布している庄屋の住宅である。前座敷田の字型である。屋根はカヤ葺きの平入りである。住宅の表側の 2 室は座敷一次の間で構成され、次の間の 8 畳の幅いっばいに式台玄関が設けられている。家族の部屋は奥の 2 室である。食事をする場所はイロリのある土坐であり、寝所は上手のカミオエであろう。このカミオエと表の座敷との間は壁で仕切られ、住宅の表空間（接客）と奥の空間（家族）が明瞭に区分されている。元来、農家住宅には、このように明確な領域区分はない。一般に、農家における前座敷田の字型住宅の土間に面する表側の部屋は当初から明確に意図された前座敷の「次の間」ではない。それは、広間からの変化空間であり、日常的な接客、寄り合いに使ったり、家族の就寝にも使う多様な意味を持つ部屋である。これに対し、事例－13の住宅の特徴は、次の間と土間との間は壁とトモマチの部屋であり、次の間への入口の玄関構えが表側に面するという明確な接客空間（玄関の間）の構成である。この平面構成の特徴は諏訪藩城下町の上級武士の住宅にみられ、その関連が示唆されるのである。

事例－13の住宅型の奥側に更に寝所が確保されて事例－15・16の間口より奥行き長い前座敷 3 段型住宅の成立となる。事例－13では寝所であったカミオエは事例－15では準客間に、事例－16では主人の居間として変化している。この住宅の奥行きの拡大に伴いヨコ長の住宅からタテ長への変化となる。棟構成も変化し平入り形式から妻入り形式へと変わったといえる。このように、住宅の表側の前座敷と玄関構えのある次の間の特徴的な接客空間に加えて、妻行りの屋根形式と庇のある玄関正面の外観も諏訪藩城下町の武家住宅とかなりの類似性を有し、その継承が強く示唆されるのである。

事例－14は諏訪藩㊸地域の本百姓の住宅である。㊸地域の事例－13の住宅とは違って、家族の日常的食事場所は表側の「オカッテ」である。その前側の一隅には流しがある。それに、座敷は 6 畳と狭く、トコは中トコである。奥の 2 室は寝所である。この住宅型は本百姓だけでなく、この地域の庄屋層の住宅にもみられるのである。このように、事例－13と事例－14は同じ前座敷系住宅であっても、その発展過程が異なっているといえよう。

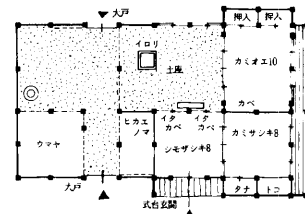


（事例－12）磐城平藩（福島県いわき市下川）
鍵座敷田の字型（福島県の民家より）

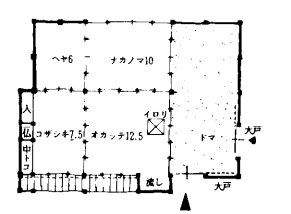


（注）室記別は（図－2）に同じ

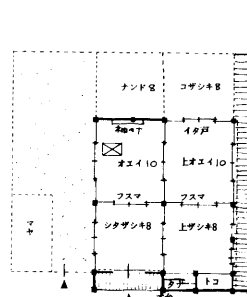
（図－6）前座敷 3 段型住宅の成立過程



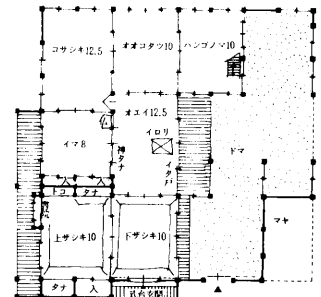
（事例－13）諏訪藩（長野県塩尻市北熊井）
住戸 No.34 前座敷田の字型（重要文化財・17C 末）（庄屋）



（事例－14）諏訪藩（長野県茅野市安国寺）
住戸 No.14



（事例－15）諏訪藩（長野県松本市寿小赤）
住戸 No.28



（事例－16）諏訪藩（長野県松本市中山）
住戸 No.30 前座敷 3 段型（本棟造り）（江戸時代）

② 折衷型 D 住宅の成立過程

諏訪藩の南部の㊸地域を中心に分布している折衷型 D 住宅はタテ型座敷の両座敷にトコが設けられた住宅であり、広間型と田の字型がある。この住宅型は、トコ付の前座敷系住宅からの発展と考えられるのである。（図－7）はその発展モデルである。前座敷田の字型が多く分布している㊸地域の折衷型 D（田の字型）が事例－17である。住宅の表側の座敷は諏訪藩の農家住宅の特徴である中トコが設けられ、奥の座敷にもトコがある。また家族の日常的食事場所は諏訪藩㊸地域の農家住宅の特徴である住宅の表側の「カッテ」である。明らかに事例－14の住宅型からの発展である。㊸地域に分布している折衷型 D（広間型）が事例－18である。表側の座敷のトコは中トコである。前座敷広間型からの発展とみられる。こ

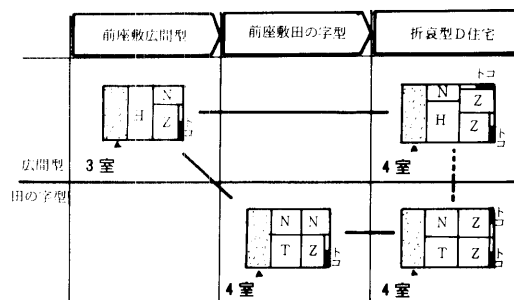
のように、同じ折衷型でも広間型と田の字型が存在する。これは、諏訪藩の農家住宅は前座敷系の前段階の広間型が南部の④地域に分布し、その後段階の田の字型が③地域に分布するという発展段階の差異が地域的に存在していたことを意味している。その地域的差異を有したまま鍵座敷住宅のタテ型座敷構成の影響をうけて、④地域では前座敷広間型住宅から広間型の折衷型D住宅へ、③地域では前座敷田の字型から田の字型の折衷型D住宅へ発展したといえよう。

③ 松本、上田、甲府藩の農家住宅の発展過程

松本藩領域に支配的に分布する住宅は鍵座敷系住宅である。事例-19は諏訪藩に近接する④地域の住宅である4間の梁が妻行き一杯にかかり、トコ部分のみ下屋である。トコは奥行き2尺程の質素なもので仏壇は寝所の(コザシキ)に置かれている。同じ藩でも白馬村地域の住宅は広間に面して仏壇を置く。事例-20は鍵座敷田の字型である。奥の寝所のコザシキが2室に増え、部屋も拡大している。この松本藩の鍵座敷系住宅も併列型からの発展が存在することが既往の資料からも実証されるのである。事例-21は住宅の奥行きが5間と深いが併列型である。広間(イマ)の奥は部屋ではなく仏壇などの置き場である。上手の座敷は妻行き一杯にとられた20帖の座敷1部屋である。この広間の奥が間仕切られ、部屋が設けられて併列型変形住宅となる。更に、妻行きが6間に拡大し、広間の奥の部屋も拡大し、座敷は奥と前の2室に分割される。そして奥座敷にトコが設けられて事例-24の鍵座敷広間型住宅が成立している。

甲府藩の鍵座敷系住宅が事例-24、25である。同じ鍵座敷系住宅でも上述した松本藩の鍵座敷系住宅とは規模、平面構成において相違がある。即ち、規模で甲府藩の住宅の方がかなり大きく、イロリのある広間は松本藩住宅の表側に対して、甲府藩住宅は奥側である。表側を接客空間にかなり優先した構成になっている。この甲府藩の中・南部地域には下層農家の住宅と思われる江戸中・後期の前座敷系住宅もかなり混在していることから、鍵座敷系住宅は後期の上層農家の住宅とみられる。これに対し、松本藩の上層農家の住宅は南部の一部前座敷3段型住宅を除いて下層農家とは余り差はない。

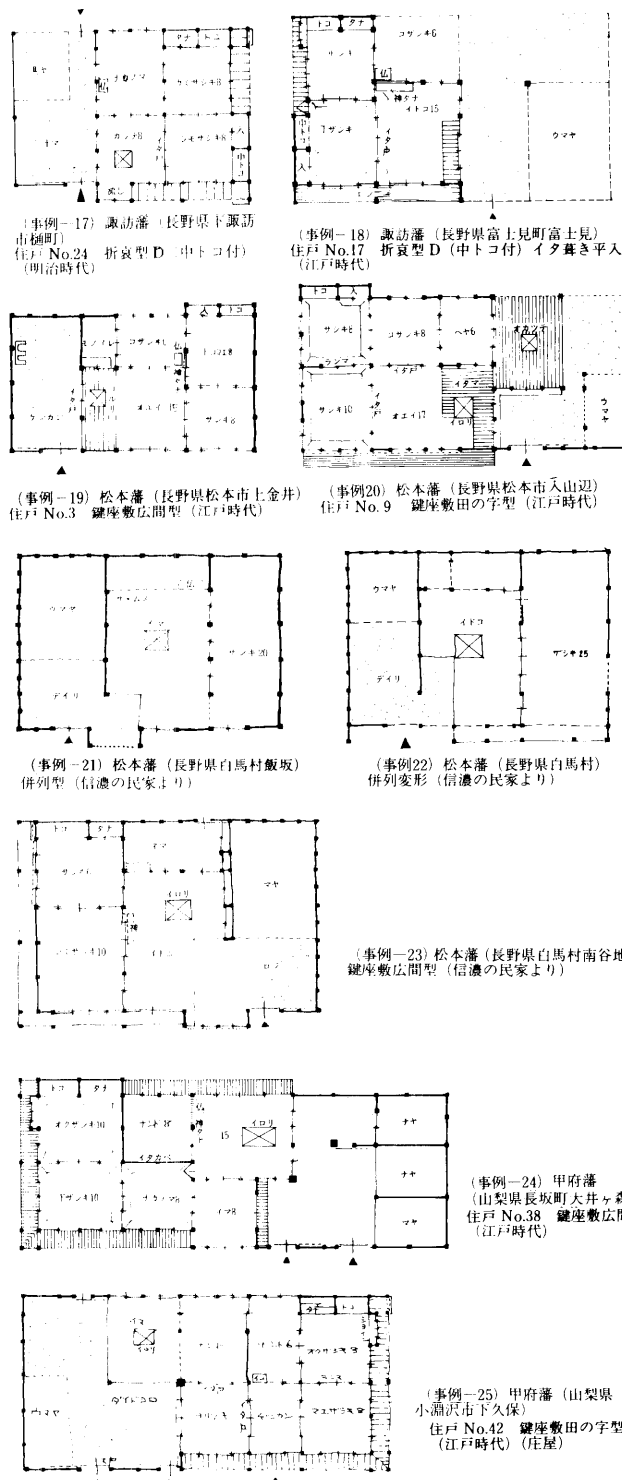
上田藩の前座敷広間型住宅が事例-26、その田の字型が事例-27である。2例とも庄屋層の住宅で、中座敷が設けられている。しかし、座敷構成は前座敷であり、隣接する松本藩の住宅とは異なる。本百姓の住宅はこの住宅平面の下手4室だけの住宅が多い。4室構成の田の字型住宅においては、イロリのある食事の場は諏訪藩の住宅とおなじく表側にあり、奥の2室は寝所である。しかし、諏訪藩の特徴であった中トコは全くない。また前座敷の奥側の寝所が拡大し、その部屋にトコが設けられて座敷化した折衷型D住宅も分布している。



(注) 室記号は(4-2)と同じ

トコ

(図-7) 折衷型D住宅の成立過程



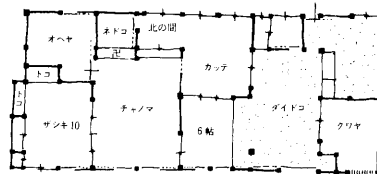
(II-4) 結論

① 東南北部地方の4藩、中部地方の4藩の農家住宅も藩領域によってその平面構成(発展系統)が異なり、その藩独自の平面構成が成立している。

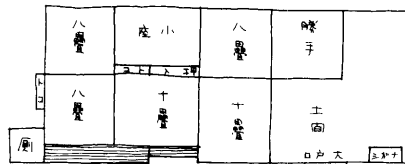
② しかも、ある藩領域が江戸後期に天領化、他藩の飛び地化した地域においても、江戸中期までの藩領域が江戸後期に建てられた農家住宅の平面構成と分布圏域を規定している。

③ 異なる系統の住宅が混在分布している「混在化現象」は、江戸後期において、異なる系統の住宅への発展、即ち、「転換過程」がその藩で展開された結果の分布現象である。

④ 鍵座敷系住宅は、前報告で実証した併列型からの発展過程に加えて、トコなしの前座敷広間型からトコ付の鍵座敷広間型への「転換過程」が存在している事実が実証された。従って、これまでの定説の単なる「タテ型座敷の付加過程」を中心として成立したのではない事は明白である。



(事例-26) 上田藩(長野県東部町大字和)
前座敷広間型(重要文化財、17C末)(住屋)
(日本の民家より)



(事例-27) 上田藩
(長野県東部町海善寺)
前座敷田の字型(江戸時代)
(明治17年家相図、本研究調査)

⑤ 松本平野の南部を中心に分布している、前座敷3段型(本棟造り)住宅は、藩領域と武家住宅の関連でみた場合、諏訪藩城下町の武家住宅の平面構成と外観の特徴的形式が、松本平野に面した諏訪藩の東五千石地域の上層農家住宅に継承して成立した住宅型と考えられる。それが周辺の松本藩の南部地域、天領地域の農家へと普及したといえる。(これはIII章でも考察する。)

藩 領 界 域	No.	分布住宅型	分布住宅の略平面	曲 内 外 間 隔	考 察
東北(北)	1	前座敷系住宅		(A)	仙台藩との境界域に仙台藩の住宅の存在分布と前座敷系住宅の成立
	2	前座敷系住宅		(A)	仙台藩との境界域に仙台藩の住宅の存在分布と前座敷系住宅の成立
	3	前座敷系住宅		(C)	仙台藩との境界域に仙台藩の住宅の存在分布と前座敷系住宅の成立
	4	前座敷系住宅(トコ多い)		(A)	仙台藩との境界域に仙台藩の住宅の存在分布と前座敷系住宅の成立
	5	前座敷系住宅(トコ多い)		(A)	仙台藩との境界域に仙台藩の住宅の存在分布と前座敷系住宅の成立
	6	前座敷系(現在前座敷系住宅の分布と前座敷系住宅の成立)		(C)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	7	前座敷系(現在前座敷系住宅の分布と前座敷系住宅の成立)		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	8	前座敷系住宅(トコ多い)		(C)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	9	前座敷系住宅(トコ多い)		(C)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	10	前座敷系住宅(トコ多い)		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	11	前座敷系住宅(トコ多い)		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
東北(南)	12	前座敷系住宅		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	13	前座敷系住宅(トコ多い)		(B)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	14	前座敷系住宅(トコ多い)		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	15	前座敷系住宅(トコ多い)		(D)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	16	前座敷系住宅		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
中部	17	前座敷系住宅(トコ多い)		(B)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	18	前座敷系住宅(トコ多い)		(B)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	19	前座敷系住宅(トコ多い)		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	20	前座敷系住宅(トコ多い)		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	21	前座敷系住宅(トコ多い)		(B)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	22	前座敷系住宅(トコ多い)		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	23	前座敷系住宅(トコ多い)		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	24	前座敷系住宅(トコ多い)		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	25	前座敷系住宅(トコ多い)		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
九州	26	前座敷系住宅		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	27	前座敷系住宅		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	28	前座敷系住宅		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	29	前座敷系住宅		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	30	前座敷系住宅		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	31	前座敷系住宅		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	32	前座敷系住宅		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	33	前座敷系住宅		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	34	前座敷系住宅		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ
	35	前座敷系住宅		(A)	前座敷系住宅型住宅はトコ

(表-3) 東北(北)、東北(南)、中部、九州の23藩の農家住宅概要

(注-1) (室記号) Z(ザシキ)H(ヒロマ)N(ナンド)
T(チャノマ)Z^a(寝所兼用ザシキ)
N₂(ナカザシキ)S(モノオキ)
Z_c(下座敷-次の間)

(注-2) 各藩の名系統の住宅の内、各系統の広間型と田の字の分布状況

- (A) その系統の広間型が多く、田の字型が少ない藩
- (B) その系統の田の字型が多く広間型が少ない藩
- (C) 殆んどその系統の広間型が分布する藩
- (D) 殆んどその系統の田の字型が分布する藩

(注-3) ■トコ

III章 藩領域で、その藩独自の特徴的農家住宅平面構成が成立した理由と要因（武家住宅と家作規制からみた場合）

（III－1）在郷武士と城下町武士について

（表－3）は前報告と本報告で実証した東北北部、東北南部、中部、九州地方の23藩について、藩で異なる農家住宅の平面構成と分布形態を纏めたものである（北陸、近畿地方の藩についてはフルレポートに掲載する。）

では、何故に各藩で独自で独特の農家住宅の平面構成が成立し、何故に隣接する他藩の住宅とは藩領域で異なっていたのであろうか。

江戸時代の幕藩体制の本質は、幕府・藩権力ともに農民に対する年貢収奪にあったことは論を待たない。

その年貢の未進をなくし、増大を計るために、藩の実状に応じた農民に対する様々の生活統制・規制を含めた諸政策が展開したといえよう。一方、農民にとっては、只搾取されるがままの生活ではなく、年貢収納と夫役を前提とした藩の枠組みに限定されながらも、本百姓農家の自由・自立化と、共同体体制に基づく村のかんりの自治権が存在したといわれる⁽¹²⁾。従って、藩独自で独特の農家住宅の成立は、大きくみれば、この上からの規定と下からの志向発展の条件下で、その藩の文化の総体として実体化したものといえよう。

江戸時代から現代に至るまでの農家住宅の発展過程を概括すると、その平面構成が急激に大きく変動した時期は2度ある。最初の変動期は江戸時代中・後期であり、2度目はつい最近の昭和40年代である。この2つの変動期は社会状況に2つの共通点がみられる。第一は農村社会への商品経済の急激な浸透である。第二はそれに伴う農民層の両極分解、階層分化である。勿論、江戸時代中・後期と昭和40年代とは、その内容、規模に大きな差異があるが、本質においては同一である。またその変化は藩、地域によって差異があったことは時代が変わっても基本的に同じである。かかる農村社会状況のなかで、水呑み層農家、日雇い、非農家の増大する反面、豪農の出現、小農本百姓の自立化・成長が促進され、部分的な生活消費財の向上を伴う一定の生活の質的発展があった。江戸時代中・後期における農家住宅平面構成の変動は、その様な中での住宅の規模拡大、家族住生活空間の拡大、接客行事の増大と村の階層構成に規定された家格表示のための接客空間の確保と拡充によるものである。

この展開も、当然藩で差異があった。かかる状況のなかで、各藩で独自で独特の平面構成が成立した人的・文化的条件としては、外的なものとの内的なものに分けられよう。前者の外的なものとして、その藩の武家住宅の影響、家作規制、農業生産構造と藩の施策などが考えられる。後者の内的なものとしては、江戸期における伝承慣

習行事、分家の創出（同質平面の増加）、本百姓層農家の家格意識による同質平面の志向と上層階層への住宅志向などが考えられよう。

藩で住宅が異なり、その藩独自の住宅が成立した理由・要因の解明作業はその緒についたばかりである。本報告では、先ず外的なものとして、農家住宅と武家住宅との関連を中心に家作規制を含めて考察する。その理由としては、第1に江戸時代中・後期における農家住宅の発展は、先述したように家族住生活空間の拡大とともに、主として座敷空間の拡大・拡充化にあるが、その座敷構成、室内意匠、玄関構え、室名称号などがその藩の武家住宅の書院造りの座敷構成からの継承が考えられるのである。それは、住宅における接客空間の確立が農家住宅より武家住宅の方が早く、それも、江戸初期の城下町整備に伴って、上、中級武士の住宅に、その藩独自で独特の接客空間を中心とした住宅空間構成原理の成立・普及があったと思われるからである。第2に、家作規制からは、武家住宅、農家住宅に対するその藩の考えと住居観を捉え、その藩のその時代の武家、農家住宅の発展動向を考察できるからである。

江戸時代に於ける武士階層は居住地別に分類すると城下町に居住する武士と在郷に居住する武士に分けられよう。江戸初期から中期にかけて多くの藩では、藩主の農民に対する直接支配と兵農分離のために、在地領主制を解体し、藩士を地方知行から蔵米取りに切り換え、武士に対して在郷から城下町への集住化を行っている⁽¹³⁾。然し、藩によっては、江戸後期まで制度として在郷に武士を居住させている藩も少なくない。また在郷武士の制度がなくなっても、実際には江戸後期まで在郷に居住する武士がかなり多く存在した藩もあり、それらの形態は一樣ではない。武家住宅と農家住宅の関連は、この在郷武士・城下町武士の住宅との関係において考察することが重要であろう。在郷武士は生活面において農家に近接しており、城下町武士→在郷武士住宅における空間的諸特徴の農家住宅への継承媒体としての存在が想定されるのである。

各藩における在郷武士の実態を整理すると以下の3つに分類される。①は、藩の在郷武士制度が江戸末期まで存在し、かなり多くの武士が在郷に居住していた藩。②は、地方知行の廃止に伴って藩の在郷武士制度はなくなったが城下町居住の困難さ、生活条件などから、実際には江戸全期を通じて、かなり多くの武士が在郷に居住していた藩。③は、農民などからの極く一部の登用郷士が在郷に存在するものの、在郷武士制度もなく、在郷に武士は殆ど存在しなかった藩である。

前章までに実証した23藩における在郷武士の分類は（表－4）に示している。上述の分類で①の藩は仙台、米沢、相馬、磐城平、延岡、人吉、熊本の各藩である。②の藩は盛岡、諏訪藩。③は他の14藩である。武家住宅

(表-4) 各藩の在郷武士の分類と武家住宅の調査概要

地方	藩名	在郷武士の分類 (注1)	武家住宅調査概要			調査住宅の内容と調査年月
			調査戸数 (戸)	階層	在郷下	
東北	盛岡	○	596	上・中・下	城下武士	・盛岡藩諸士屋敷並建家図書上(文化3年)による。 (盛岡市中央公民館蔵)
	仙台	◎				
	米沢	◎	31	中・下級	在郷武士 城下武士	・本研究による現地復元調査 (昭和59年10月～11月)
	上山	×	6	中・下級	城下武士	・本研究による現地復元調査 (昭和59年10月)
	山形					
	会津	×				(戊辰戦争で全て焼失)
	信濃					
中部	二本松	×				
	三春	×	3	中級	城下武士	・本研究による現地復元調査 (昭和59年11月)
	相馬	◎	6	中・下級	在郷武士	・本研究による現地復元調査 (昭和60年3月)
	磐城	◎				(戊辰戦争で焼失)
九州	松本	×	1	中級 代官	在郷武士	・本研究による現地復元調査 (昭和60年3月)
	諏訪	○	2	上・中級	在郷武士 城下武士	・本研究による現地復元調査 (昭和60年3月)
	甲府	×				
	上田	×				
九州	臼杵	×	18	中・下級	城下武士	・本研究による現地復元調査 (昭和57年、59年6月～9月)
	岡	×	5	中・下級	城下武士	・本研究による現地復元調査 (昭和57年6月～9月)
	佐伯	×	3	中級	城下武士	・本研究による現地復元調査 (昭和58年8月)
	延岡	◎				(西南の役に全て焼失)
	人吉	◎	67	中・下級	在郷武士 城下武士	・西南の役家屋敷失調(明治12年)による。 (熊本県立図書館蔵)
	熊本	◎				
	椎葉	×				
	米良	○				

(注1) 在郷武士は以下の3つに分類した。

Ⅰタイプ(◎) 藩の在郷武士制度があり、藩政期を通じてかなり多くの武士が在郷居住している藩。

Ⅱタイプ(○) 藩の在郷武士制度はないが、地方知行の残存などから在郷に武士がかなり居住している藩。

Ⅲタイプ(×) 農民、町民の極く一部の登用郷士が存在するものの、在郷武士制度もな

(表-7) 藩別にみた各藩の武家住宅の座敷構成

座敷の構成																	座敷が玄関の 向側にあり 住宅		(単位:戸数)	
座敷の構成	次の間なし(座敷直入型)				ヨ コ 型			タ チ 型			(計)		不明 その他	トコ なし住宅	計					
				(合 計)				(計)				(合 計)								
座敷の構成	(平トコ)	(畳トコ)			(平トコ)	(畳トコ)		(畳室に トコあり)	(トコ1つ)	(トコ1つ)										
扶持取	18	62	4	(84)	10	25	2	(37)	13	11	*	(24)	(61)	17	31	49	273			
50石未満	2	6	*	(9)	3	1	1	(5)	*	1	*	(1)	(6)	*	1	2	16			
50石以上	4	22	3	(29)	10	14	1	(25)	10	4	*	(14)	(30)	4	11	19	102			
100石～	6	21	*	(27)	12	6	3	(21)	2	7	1	(10)	(31)	7	7	7	75			
150石～	1	1	*	(3)	7	1	*	(9)	1	6	1	(8)	(16)	1	2	2	25			
200石～	*	4	1	(6)	9	7	2	(18)	3	7	*	(10)	(28)	3	4	1	41			
250石～	*	*	*	(3)	1	2	*	(4)	1	*	*	(1)	(4)	*	1	1	6			
300石～	*	1	*	(1)	8	3	1	(12)	1	4	*	(5)	(17)	2	*	1	20			
350石～	*	*	*	(3)	3	*	*	(5)	*	3	*	(3)	(6)	*	*	1	6			
400石～	*	*	*	(3)	1	*	*	(3)	*	2	*	(2)	(3)	2	1	1	6			
不明その他	1	5	1	(7)	1	2	*	(4)	2	2	1	(3)	(5)	*	10	6	28			
計	(32)	(121)	(9)	(163)	(64)	(61)	(10)	(136)	(31)	(47)	(3)	(98)	(36)	(98)	(114)	(596)				
米良	19	*	*	(21)	1	1	1	(23)	*	11	1	(12)	(12)	*	1	1	30			
上山	1	3	*	(5)	*	2	*	(4)	*	1	1	(1)	(3)	*	*	1	6			
三春	*	*	*	(3)	*	1	1	(4)	*	*	*	(1)	(2)	*	*	1	6			
相馬	*	*	*	(3)	1	1	1	(4)	*	5	*	(5)	(6)	*	*	1	6			
諏訪	*	*	*	(3)	2	*	*	(2)	*	*	*	*	*	*	*	1	2			
松本	*	*	*	(3)	1	1	1	(4)	1	1	*	*	*	*	*	1	6			
臼杵	3	4	1	(8)	1	3	*	(4)	*	1	2	(3)	(7)	3	*	1	18			
岡	*	1	*	(1)	1	3	*	(3)	*	*	1	(3)	*	1	1	1	5			
佐伯	*	2	*	(2)	*	1	*	(1)	*	1	*	(1)	*	*	*	1	6			

(注1) 盛岡藩住宅に「盛岡藩諸士屋敷並建家図書上」(文化3年)による。その他の藩の武家住宅は本研究の現地復元調査住宅。

人吉藩はトコ、サンキの不明な図が多く除外した。

(注2) 相馬藩、松本藩の()内は既得資料による。

は戊辰戦争、西南の役、前大戦の空襲で焼失している藩が多い。本章は(表-4)の本研究の復元調査を含めた調査事例から在郷武士の分類別に、①は人吉、米沢、相馬藩、②は諏訪、盛岡藩、③は臼杵、岡、佐伯、上山、三春、松本藩を対象に考察していく。

(III-2) 藩別比較による武家住宅の概要

藩別に武家住宅の規模を示したのが(表-5)である調査した事例数が藩によって異なるので厳密な比較はできないが、概ねの傾向は判る。例数の多い盛岡、人吉藩の住宅をみると、規模の幅が大きく、20～40坪代に山がある。他の藩の住宅もその規模に位置している。

盛岡藩の武家住宅を階層別にみたのが(表-6)である。武家住宅は農家住宅とは異なり、多くは借家であり、居住者の移動が多い。然し、階層と住宅規模の関係には明確な相関関係がある。即ち、下級武士の扶持取り層より中・上級武士の知行取り層が、知行取り層も石高の多い武士の住宅規模が大きい傾向にある。しかも扶持取り層には極く小規模住宅の併列型がかなり多くみられる。またトコのない座敷をもつ住宅も多くみられ、それも下級の扶持取り層に集中している。

次に、座敷構成は、ある形式に纏まっている藩とかなり多様な座敷構成を持つ藩がある(表-7)。前者の藩は相馬、諏訪、米沢の各藩で、後者は盛岡、臼杵藩に強くみられる。次の間のない座敷1部屋だけの住宅も多い。また次の間があっても、その座敷構成はタテ、ヨコの多様な構成である。タテ型座敷は盛岡、米沢、松本藩にみ

(表-5) 藩別にみた武家住宅の規模

	15坪未満	15坪以上	20坪以上	30坪以上	40坪以上	50坪以上	60坪以上	不明	計
盛岡	55	64	156	132	65	62	62	1	596※1
米沢	1	9	14	6	1	1	2	31	
上山	1	2	3	1	1	1	1	6	
三春	1	1	3	1	1	1	1	3	
相馬	1	1	2	3	1	1	1	6	
諏訪	1	1	2	2	1	1	1	2	
松本	1	1	1	1	1	1	1	1	
臼杵	1	6	7	3	2	1	1	18	
岡	1	1	1	3	1	1	1	5	
佐伯	1	1	1	2	1	1	1	3	
人吉	6	1	10	24	12	10	4	67	67※2

(注) ※1 盛岡藩諸士屋敷並建家図書上(文化3年)による。

※2 西南ノ役家屋焼失調(明治12年)による。

・その他の住宅は本研究の現地復元調査住宅である。

(表-6) 盛岡藩城下町武家住宅の階層別規模(1階一母屋)

階層	規模	15坪未満	15坪以上	20坪以上	30坪以上	40坪以上	50坪以上	60坪以上	70坪以上	80坪以上	90坪以上	100坪以上	併列型	戸数
扶持取	41	46	94	57	18	13	2	1	1	1	1	1	273	51
50石未満	2	2	3	4	3	2	1	1	1	1	1	1	16	2
50石以上	1	9	32	25	18	13	2	2	1	1	1	1	102	5
100石以上	1	1	21	27	10	11	2	2	1	1	1	1	75	1
150石以上	1	1	5	5	6	2	2	2	2	1	1	1	23	1
200石以上	1	3	7	8	7	6	5	2	2	1	1	1	41	1
250石以上	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	6	1
300石以上	1	1	1	2	6	2	4	4	1	1	1	1	20	1
350石以上	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	6	1
400石以上	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	6	1
不明その他	11	6	1	5	0	3	2	1	1	1	1	1	28	12
計	55	64	156	132	65	62	20	22	13	4	596	70		

(注) 1 資料は盛岡藩諸士屋敷並建家図書上(文化3年、盛岡市立中央図書館蔵) 8冊の内96戸分による。

2 面積はエロを含む。

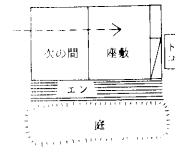
られ、この藩の農家住宅もタテ型座敷をもつ鍵座敷系住宅が支配的に分布している。ヨコ型座敷は米沢藩以外の各藩にみられる。この座敷構成と階層との関係を盛岡藩の武家住宅でみると、次の間のない住宅は下級の扶持取り層に多く、次の間のある住宅は中・上級の知行取り層に多い。次の間のある住宅のうちでタテ型座敷を有する住宅は78例（13%）ある。これらからして武家住宅の座敷構成は多様であり、それは藩、階層によって異なる傾向にある。ところが、その座敷構成の主要な要素空間であるトコ・エン・庭の位置関係に注目すると、座敷の構成、方位には関係なく、(図-8)にみるように、殆どどの住宅においてはトコとエンは直角の配置構成でありそのエンの外に庭が設けられるという法則的配置がみられるのである。従って、武家住宅における接客方式は各藩で法則的であるが、その空間現象形態が藩で異なっているといえる。これは、農家住宅のエンとトコの配置についても同じことがいえるのである。

(III-3) 在郷武家住宅と城下町武家住宅の関係からみた農家住宅との関連（家作規制を含めて）

(1) 在郷武士制度のある藩の場合

① (人吉藩について)

人吉藩主の相良氏は中世からの旧族居付の大名である人吉藩の在郷に住む武士は2つに分かれる。1つは、徒士以上の給人層で「御家士」と呼ばれる正式な藩士である。他の1つは、主として農民からの登用郷士である。軽輩（足軽）とも言われ生活の実態は法制面からも百姓同然である。苗字、帯刀、傘、足袋などが特別に許され、村方三役勤めが可能な「郷士」である。この「御家士」と「郷士」の両階層は同じ村内に住んでも、「郷士」は「御家士」に対し「…御失礼なく、家士と見掛候て、傘、頭巾、手拭等をかぶり候者へ取之…略…」¹⁴⁾文化4年(1807)〔人吉藩諸郷法令〕とあるように、その身分的差異は明確であった。この在郷に居住する江戸後期の「御家士」は(表-8)にみるように文化2年(1863)では全給人、徒士層592人の6割強にあたる400人が藩内33村に居住している。1村当たりの「御家士」の平均居住人数は12人である。在郷居住の「御家士」は下級武士の扶持取りが8割を占めるが、知行取りの上・中級武士も江戸後期には増加している。一方、「郷士」(明治初年に3310戸の郷士がいた)は村内戸数の約2～6割をも占める(表-9)。このように、在郷に居住する「御家士」と「郷士」が江戸時代全期を通じてかなりの数に及んだ理由は、人吉藩は2万石の小藩であり、その南北を熊本と鹿児島の大藩に挟まれた土地条件故の軍事的防御と生活維持のためであろう。ここでは、在郷武士の住宅は「御家士」の給人層の住宅でみていく。



(図-8) トコ、エン、座敷、庭の位置関係

(表-8) 人吉藩の御家士（知行、扶持取以上）の居住地

居住地	記 録 身 分	天保元年(1830) 分 限 帖		文久2年(1863) 御領内分限帖	
		知 行	扶持(切米)	知 行	扶持(切米)
城 下 町		152	147	122	70
在 郷 村 (33ヶ村)		29	238	64	336
(内14の外域に居住するもの)		(29)	(106)	(34)	(128)
計		181	381	186	406

(注)「多良木町史」より筆者が作る。

(表-9) 多良木各村の身分別戸数（江戸後期）

村	多良木	黒肥地	久 米	奥 野	槻 木
身分					
諸奉公人	・	10	5	2	・
寺 社	12	10	6	2	4
修 験 道	2	9	6	1	・
郷 士	217	131	141	33	47
百 姓	55	104	63	26	8
又 百 姓	70	78	17	2	・
大畑町人	・	・	・	・	・
盲 目	・	1	・	・	・
計	356	343	238	66	59

(注)「多良木町史」より筆者が作る。

(在郷の御家士を除く)

(表-10) 西南の役家屋焼失調（明治12年作成）の球摩郡（人吉藩領域）編の身分内容

身 分	士 族	平 民	不 明	計
戸数	67戸	2戸	8戸	77戸

(表-11) 人吉藩武家住宅（城下・在郷）の建築年代（士族判明分67戸）（西南の役家屋焼失調）

天 保	嘉 永	安 政	文 久	元 治	慶 応	明 治 (1~8年)	年 代 不 明	合 計
3戸	3戸	1戸	16戸	5戸	4戸	6戸	30戸	67戸

(表-12) 人吉藩武家住宅の住宅型別分布地域 母屋梁行寸法（西南の役家屋焼失調）

項目	分布地域		母屋妻行寸法（間）							計
	城下町	在郷	2.0間～	2.5間～	3.0間～	3.5間～	4.0間～	5.0間～	不明	
併列型	4	5	6	3	・	・	・	・	・	9
併列鉤屋型	20	23	17	19	6	1	・	・	・	43
直屋	3	5	・	・	1	2	3	2	・	8
その他	4	3	・	1	4	・	1	・	1	7
計	31	36	23	23	11	3	4	2	1	67

人吉藩の武家住宅は明治9、10年の西南の役によって城下町の全ての武家住宅と在郷の多くの武家住宅が焼失している。幸い明治12年に作成された「西南の役家屋焼失調」が残存しているので、この資料から考察する。資料は焼失した家屋の平面、身分、建築年などが記載され

ている。その焼失届け帳には村の士族3名の証明印があり、資料の信憑性は高いと思われる。この中で、人吉藩領域であった球磨郡の身分の判明した士族67戸について考察する(表-10)。士族67戸の住宅の建築年は江戸末期から明治初期である(表-11)。なかでも文久年間が多い。建築年代の不明な住宅は30戸あるが、ほぼこの期間に建てられたものと思われる。

平面構成は併列型と、併列型から発展したと考えられる併列鉤屋型が8割を占める(表-12)。しかも、在郷と城下町の両地域にそれらの住宅型の分布がみられる。人吉藩の武家住宅は城下町居住武士、在郷居住武士ともに同じ住宅型であったことが判る。この武士の住宅型は人吉藩の農家住宅の平面と全く同じ形式である。それに、前報告で指摘したように、併列型住宅は一部の山間地の特殊な住宅型でなく、農家・武家住宅に於いて平地にも分布する一般的・原形的な住宅であったことが、前述した盛岡藩城下町の多くの併列型の存在とも併せて確認、実証されるのである。

この併列型から併列鉤屋型への発展は炊所、台所、寝所の機能分化による住宅規模の拡大過程である。それは、(表-13)にみるように、①小規模の併列型住宅は炊所が全て居宅と同じ棟にあること。②小規模の住宅より大規模の住宅で炊所が別棟の傾向にあること。によっても示される。これらの事実から、一部で言われていた別棟のカマドのある炊所空間が主屋(居宅)部分と結合して鉤屋型が成立したとする説は完全に間違っていることが判る⁽¹⁵⁾。

更に平面事例で考察してみよう。

まず、城下町の武家住宅である。事例-28は妻行き2.5間、桁行5間の狭小な2室住宅である。下手の四坪の部屋は座敷であり、その表側の下屋は玄関であろう。上手の四坪は食事の場の茶の間、その右は炊所である。裏側の半間はトコ、押し入れであろう。この併列型の炊所の裏側に下屋が設けられて鉤屋型住宅が成立している(事例-29)。この下屋は寝所と思われる。表側に部屋が拡大した鉤屋型が事例-30、31である。事例-31の規模の大きい住宅で炊所が別棟になっている。

次に、在郷の武家住宅である。事例-32は隠居宅が同棟にある妻行き2.5間の3室併列型である。上手の五坪はトコのない座敷である。表側に玄関が設けられている。下手は台所であり、そこが食事の場所であろう。その下手は恐らく炊所と思われる。この併列型に次の間がつき表に炊所を拡大した鉤屋型が事例-33である。裏側には納殿が鉤型に突き出してとられている。併列型から奥に納戸を設け、炊所を手前の方に鉤の手形の形に拡大した併列鉤屋型が事例-34である。このように、人吉藩の武家住宅は城下町の武家住宅と在郷の武家住宅は同じであり、農家住宅の平面構成とも同じである。また玄関の形

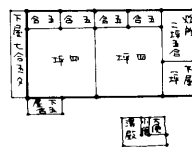
(表-13) 人吉藩武家住宅の棟形式別の住宅型と居宅規模(1階)

別棟形式(注・1)	居宅+炊所 +湯殿・廁	居宅+炊所	居宅+炊所 +湯殿・廁	居宅+炊所	計 (戸)
併列型	・	・	9	・	9
併列鉤屋型	10	2	27	4	43
(注・2) 直屋	2	・	5	1	8
その他	2	・	3	2	7
居宅の住宅規模(階)					
15坪未満	・	・	6	・	6
15以上	・	・	1	・	1
20以上	1	・	9	・	10
30以上	6	・	15	3	24
40以上	6	2	4	・	12
50以上	1	・	7	2	10
60坪以上	・	・	2	2	4
計	14	2	44	7	67

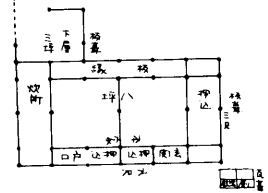
(注・1) 居宅+炊所とは居宅の棟と炊所の棟の建物が分れていることを示す。

以下同じ。

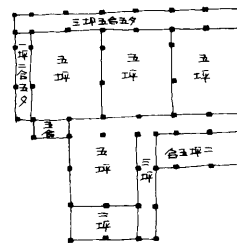
(注・2) 直屋とは奥行2室以上の直線形の棟形式の住宅型を示す。



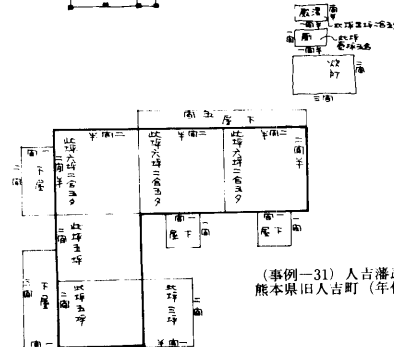
(事例-28) 人吉藩武家住宅(城下町)
熊本県旧人吉町(慶応2年)
(西南ノ役家屋焼失調)



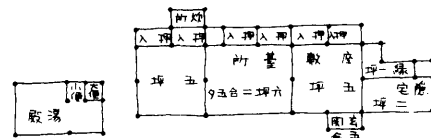
(事例-29) 人吉藩武家住宅(城下町)
熊本県旧人吉町(文久2年)(西南ノ役家屋焼失調)



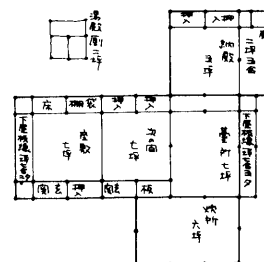
(事例-30) 人吉藩武家住宅(城下町)
熊本県旧人吉町(年代不明)(西南ノ役家屋焼失調)



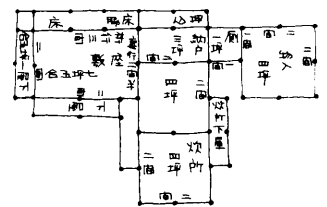
(事例-31) 人吉藩武家住宅(城下町)
熊本県旧人吉町(年代不明)(西南ノ役家屋焼失調)



(事例-32) 人吉藩武家住宅(在郷)
熊本県球磨郡大村(天保5年)(西南ノ役家屋焼失調)



(事例-33) 人吉藩武家住宅(在郷)
熊本県球磨郡大村(文久4年)(西南ノ役家屋焼失調)



(事例-34) 人吉藩武家住宅(在郷)
熊本県球磨郡七地村(年代不明)(西南ノ役家屋焼失調)

式、併列型から併列鉤屋型への発展過程も農家住宅と同じ傾向にある。

更に、家作規制から検討してみよう。明暦3年(1657)に家中に対して「家中屋作近年分ニ過候、自今以後身軀相當修勵要たるべき事」⁽¹⁶⁾(人吉藩禁令)とあり、江戸初期の武家住宅は既に拡大傾向にあったことが判る。このことは、農家住宅より武家住宅の方が発展が早いことを示唆している。ところが、江戸時代中・後期になると家中一般に対しては、享保10年(1725)「家宅の管作随分軽いたすへし、其外万事専に儉約を用へし…」⁽¹⁷⁾(人吉藩家中の制)とあるように凡そ抽象的な儉約令である。これに対して、下級武士(徒士)、足軽、百姓に対して梁間、室規模制限が度々出されている。後期のものをみると、文化4年(1807)「小知徒士通、家作三間梁以上…略…」⁽¹⁸⁾(禁令)、同年「小知徒士通、家作五畳以下分限に応じ…」(覚)、同年「足軽、百姓、又もの家作五畳以下分限に応じ…略…附、百姓共掘立家の定法ニ候得共…」(諸郷法令)、以上、人吉藩の家作規制は他の藩に比べてかなりの小規模の規制が下級武士と農民に出されている。このことは、人吉藩の特徴的住宅形式の併列鉤屋型の成立の外的条件の1つであったと考えられるのである。

②(米沢藩について)

米沢藩主の上杉氏は越後からの転封大名である。慶長6年(1601)、会津から米沢に120万石から30万石に減領転封され、更に承応13年(1664)に信夫伊達地域を没収され15万石に減領され幕末に至っている⁽¹⁹⁾。従って、藩の石高に比し家臣団の数は多い〔寛文9年(1669)の直属家臣5,161人(米沢藩分限帳)]⁽²⁰⁾。そのことから家臣を城下町には収容しきれず、家臣の生活の自給を進め、農業の振興を計るため江戸初期には既に約2200人の家臣が郷村に居住している⁽²¹⁾。米沢藩の在郷武士の内容は長井政太郎氏の分類⁽²²⁾によれば、①直属郷士(地方行政の一部と警備を担当)②陪臣郷士(米沢藩士の家臣)③登用郷士(農民の一部を郷士に登用)である。①、②が給人郷士であり、江戸初期は多くの屯田制の郷士集落を形成している。また各村に農業者として居住する給人郷士も増加している。(表-14)をみると、村に住む給人郷士の割合は江戸初期の7%から後期には47%に急増している。これは、江戸中期の「農民の減少と相対的に過剰な武士の存在は米沢藩の人口問題」⁽²³⁾であったことから、武士(城下町、在郷ともに)とその二三男の土着、就農を奨励した結果⁽²⁴⁾である。従って、城下町武家住宅、在郷武家住宅からの農家住宅への影響は十分に考えられよう。

最初の城下町武家住宅は慶長6年(1601)の転封の際、会津から移住してきた家臣によって建てられている。「…侍組の居宅も始は仮住居にて追々建替し事なるべし、都而六、七十年前迄に建たる家は多くは上間にて座敷斗りを板敷にし、柱は都而

新打也。座敷と云事はむかしは皆土間にて藁、簾を敷て有しかば客の来る時、別に座を設けたがるが中古(天和、貞享の頃)一間を客間にして、常に座を敷て置しより座敷と名付し事なるべし。古風の称也」⁽²⁵⁾寛政2年(1790)(菅見談)とあり、城下町の武家住宅は江戸初期は堀立の仮住まいであったが、次第に建て替えて、土間だけの住宅から天和・貞享期(1680代)には板敷の座敷が存在したことが判る。一方、農家住宅は「…百姓では正徳、享保頃まで板敷なし…」前出(菅見談)とある。このように農家住宅の板敷の座敷の成立は城下町武家住宅よりも後れて享保期(1700年代)であることが判る。江戸後期の天保期(1800年代)になると「農家の奢次第に増し家作をいわば総板敷、付書院、違い棚、天井、承塵、金舗、欄間、韓紙、障子、まわら障子、簾戸、玄関、楓の板縁…略…畳は六枚八枚裏双目…」⁽²⁶⁾天保3年(1832)せあぶり(米沢藩の諸事八ヶ条の記録)とあり、農家住宅が江戸後期にかけて武家住宅の書院座敷の形式を取り入れ急速に発展していることが窺われる。

現存している武家住宅の概要を示したのが(表-15)である。米沢藩の農家住宅は鍵座敷系住宅が殆どであるが、武家住宅は鍵座敷系住宅と前座敷系(平トコ)住宅の異なる系統の住宅が存在する。この2つの系統の住宅は城下町と在郷のどちらにもみられるのである。城下町にある住宅が事例-35である。39石知行取りの中級武士の住宅である。裏側への曲り家となっている。平面は鍵座敷広間型であり農家住宅平面構成と同じである。上座敷のヒロマと下座敷のニノマの名称は武家住宅独特の室

(表-14) 米沢藩小国小坂町の居住者身分別戸数

	明暦3年(1657)		寛政12年(1800)	
	戸数	石高	戸数	石高
百姓	65	216.92	38 (3)	86.84 (0.40)
侍	5	96.77	41	209.44
寺	3	17.43	4	35.76
計	73	331.11	86	332.44

(注-1) 長井政太郎編「上杉藩の郷士聚落の表(小国町小坂町高物成帖による)」より筆者が作成。

(注-2) ()内の数字は増岡入作の数字である。

(表-15) 米沢藩の武家住宅の概要

項目	棟形式		分布地域		室数(1階)				住宅規模(1階)				計
	曲り家	直家	城下町	在郷	3室	4室	5室	6室以上	20坪以上	30坪以上	40坪以上	不明	
前座敷系(平床)	9	10	1	18	1	8	10	•	8	6	3	2	19戸
鍵座敷系	5	6	3	8	•	2	7	2	1	7	3	•	11戸
その他	1	•	1	•	•	•	•	1	•	1	•	•	1戸
計	15	16	5	26	1	10	17	3	9	14	6	2	31戸

(本研究による現地復元調査による)

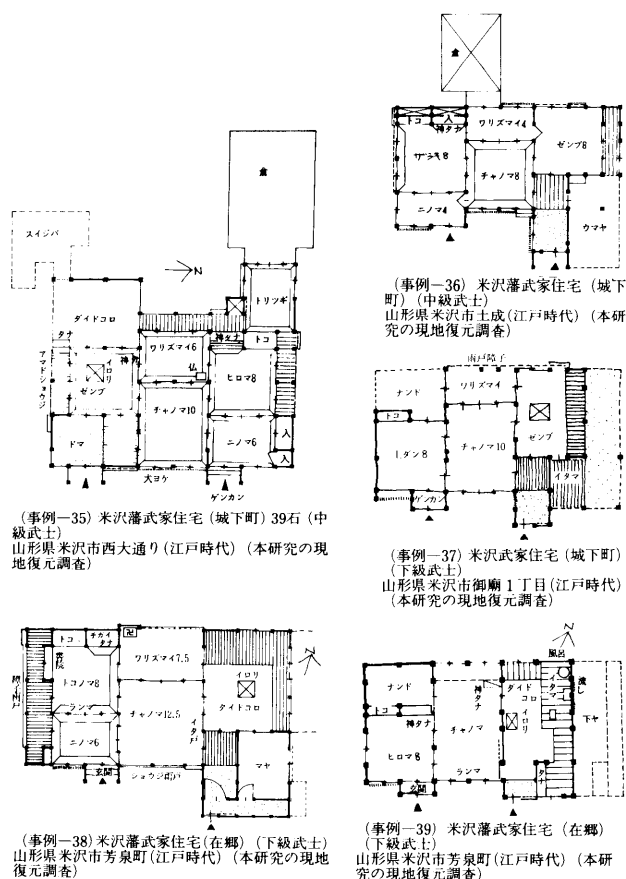
名呼称である。ニノマの表側に玄関がついている。この玄関の形式は農家住宅にも広く普及している。寝所はワリズマイであり、住宅の裏にある蔵との間のトリツギは隠居部屋である。事例-36は石高は不明であるが、中級武士の居住地域に建つ住宅である。曲り家の鍵座敷広間型である。下座敷（ニノマ）が4帖と狭く、玄関はない。下座敷のニノマが玄関の間の部屋である。ゼンプと称される部屋は日常的食事空間の台所である。広間（チャノマ）から機能分化したものと考えられる。この土間への分化は武家住宅で江戸中期にかなり進み、農家住宅では後期～明治期に進んでいる。ともに養蚕のための板敷化である。事例-37は同じく城下町に居住する下級武士の住宅である。前2例の中級武士の住宅とは違って座敷1室で次の間はなく、前座敷（平トコ）系の平面構成である。

米沢城から約4K離れた郷士集落の在郷武士の住宅が事例-38である。曲り家の鍵座敷広間型住宅である。事例-35、36の城下町武家住宅の平面構成と全く同じである。事例-39は同じ集落に建つ江戸中期のものと思われる直家の前座敷広間型住宅である。このように、米沢藩の武家住宅は城下町、在郷ともに、次の間のある座敷をもつ鍵座敷系住宅と次の間のない座敷を持つ前座敷系住宅の2つの型がある。次の間を持つ鍵座敷系住宅が下級ではなく中級武士の住宅にみられる事。前座敷系住宅は直家で曲り家は鍵座敷系住宅にみられること。このことから、武家住宅の鍵座敷系住宅は住宅規模拡大過程のなかで、上・中級武士の住宅形式として発展し、在郷武士の上層を通じて農家住宅に普及したと考えられよう。

米沢藩の家作規制は人吉藩のように具体的な住宅規模の規制はみられず、分相応を求めた倭約令の如きものである。寧ろ、「天井板、板敷の儀先條御制禁ニ候処、養蚕のため格別の訳を以願出候ニおいては可能免候事」⁽²⁷⁾文政9年(1836)（五月式日）とあるように農業振興を優先している。従って、米沢藩の住宅が隣接する上山藩、山形諸藩の農家住宅より規模が大きく、接客空間の拡充した平面構成の住宅が成立した所以である。

③（相馬藩について）

相馬藩領主の相馬氏は旧族居付の大名である。慶長17年(1612)、中村築城の際に、館主制の下で在郷に散居していた武士（給人）1096人のうち、28石以上の給人216人を城下に集住させ、27石以下はそのまま在郷に居住させて軍事、地方行政にあたらせている⁽²⁸⁾。前者を府下給人、後者を在郷給人として分けている。さらに正徳元年（1711）以降、新開墾、献金などの功勞により農民、旧武士より登用した給人格も存在する。これを新発地給人、または郷士と称している。この郷士は在郷給人とは身分的に異なる。相馬藩の在郷給人は江戸全期間を通して全



（表-16）相馬藩給人の居住地の変化

年代 居住地	慶長 17年 (1612)	明暦 4年 (1658)	元和 元年 (1681)	正徳 4年 (1714)	安永 年間 (1722~)	文化 年間 (1810~)	文久 元年 (1861)	慶応 元年 (1865)
城下 (府下給人)	216 (19.8)	253 (45.7)	478 (31.4)	478 (25.0)	642 (29.4)	543 (27.1)	389 (20.2)	452 (22.9)
在郷村 (在郷給人)	880 (80.2)	301 (54.3)	1,126 (68.6)	1,436 (75.0)	1,549 (70.6)	1,466 (72.9)	1,537 (79.8)	1,530 (77.1)
計 (%)	1,096 (100)	554 (100)	1,640 (100)	1,914 (100)	2,191 (100)	2,009 (100)	1,926 (100)	1,982 (100)

（注）「飯館村史」より筆者が作成。

給人の7～8割を占める（表-16）。（慶長17年（1612）は1096人の全給人のうち880人が在郷給人であり、文久元年（1861）は1982人の全給人のうち1530人が在郷給人である。）その数も江戸後期は初期の2倍以上に増えている。村内の在郷給人の数も全戸数の1～2割を占める⁽³⁰⁾。在郷給人の生活は「在郷給人は極めて小身故、百姓の業もなし、或は人足にもなり、或は馬追いにも成る時は、百姓同然下馬して、給人立てを致さず、結局百姓よりも律義に致すべき義、給人の心入たるべき事」⁽³¹⁾寛政4年（1792）（武家法令）とあるように、知行地（年貢なし）と百姓同様の蔵入地（年貢あり）を所有し、農村社会の中にあって、日常的には百姓と給人の対立を避け農業振興の模範となるべき任を負っていたのである。

城下町の武士（府下給人）の住宅が事例－40、41である。事例－40は150石（知行取り）の上級武士の住宅である。住宅内の領域区分は3つに分かれる。住宅の表側は前座敷（ザシキ）－次の間（ナカノマ）の主客の接客空間である。その裏側は主人の居間（北ザシキ）と茶室のある準客の接客空間である。家族の居場所のチャノマ、台所などの家族日常空間はその両空間の上手に位置する。この3つの空間領域は各領域に対応した玄関入口が設けられ、その玄関の間の部屋によって領域区分されている。中級武士の住宅になると平面は単純化し事例－41の前座敷食い違い型になる。これは事例－40の上級武士の住宅の縮小と云うより、事例－40の住宅の前段階の住宅型というべきであろう。在郷給人の住宅が事例－42～44である。トコの形式が異なるものの3例とも広間型、食い違い型、田の字型の前座敷系住宅である。この在郷給人住宅の居住地は相馬藩の境界域からかなり離れた中央部に位置する。これに対し、相馬藩の南部の磐城平藩との境界付近は境界を防御するために在郷給人を集中居住させている。この地域の在郷給人の住宅が事例－45である。ナンドを上手によせて奥に上座敷をとったタテ型の座敷構成を持つこの地域特有の住宅である。隣接する磐城平藩に支配的に分布する農家住宅は鍵座敷系住宅であることから、その鍵座敷系住宅のタテ型座敷構成の影響を受け、先例の相馬藩の前座敷広間型住宅から発展したとみられる。このように、相馬藩の武家住宅は城下町、在郷ともに前座敷系住宅が基本であり、それは農家住宅とも極めて同質である。

相馬藩の家作規制は、正徳、寛政、天保の3回出されている。その規制の内容は規模、室内意匠など詳細にわたっている。天保期に出された主なものを以下に挙げる。

（給人郷士家作の定）⁽³²⁾天保11年（1840）

1、三間梁限り。1、遺扉長さ二間限。1、離れ座敷無用。1、行間七間限。1、裏板座敷計り。1、玄関無用。1、長押 無用…略…

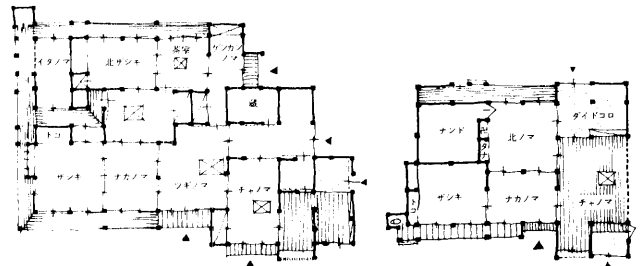
（足輕以下家作の定）同年

1、三間梁限り。1、遺扉長さ一間限。1、行間七間限。1、裏板無用。1、離れ座敷無用。1、長押 無用…略…

（百姓家作の定）天保五年（1834）

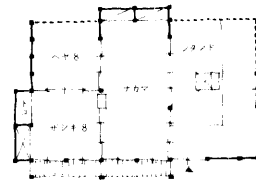
1、三間梁限り。1、遺扉無用。1、行間七間限。1、裏板無用。1、離れ座敷無用。1、長押無用…

このように住宅規模は3者共に小規模に抑え、座敷は給人郷士にだけ認められ足輕、百姓には認められていない。また相馬藩では農業振興のために弘化2年（1845）に二宮仕法をもって村づくりを行っている。その主要な1つに、村人口の確保と入百姓の受入れ、新分家の創設等を積極的に行い、その自立を助けるために新家作（573戸）、厩舎（1053棟）を供与している⁽³⁹⁾。この住宅は御仕法建と言われ、その平面は家作規制に順じた前座敷広間

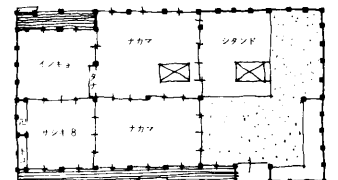


（事例－40）相馬藩武家住宅（城下町）150石（上級武士）
福島県相馬市表西山（江戸時代）（相馬市史（通史編）より）

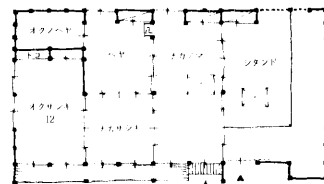
（事例－41）相馬藩武家住宅（城下町）9石（代官職）中級武士
福島県相馬市中野（文化7年一口伝）（相馬市史（通史編）より）



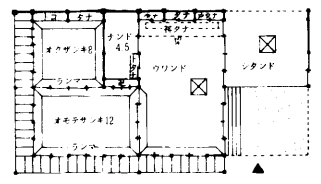
（事例－42）相馬藩武家住宅（在郷）6石給人（下級武士）
福島県鹿島町梧原（江戸時代）（18C初）（相馬市史（通史編）より）



（事例－43）相馬藩武家住宅（在郷）12石（下級武士）
福島県鹿島町下小池（宝暦10年（1760）初）（相馬市史（通史編）より）



（事例－44）相馬藩武家住宅（在郷）16石（下級武士）
福島県原町市北原（江戸時代）（相馬市史（通史編）より）



（事例－45）相馬藩武家住宅（在郷）（石高不明）
福島県大熊町野上（江戸時代）（本研究の現地復元調査）

型であり、農家住宅の1つのモデル的形式であった。

以上みてきたように、相馬藩の農家住宅は恐らく武家住宅とは初期においては軌を一にしながらも、武家住宅の接客空間の発展形式を城下→在郷武士から影響を受け、小規模の度重なる家作規制とモデル的住宅の御仕法建の普及が相まって前座敷系住宅の統一的様式が成立したと言えるのである。

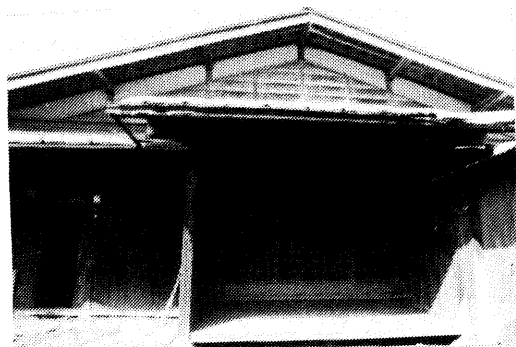
（2）在郷武士制度はないが在郷にかなりの武士が居住している藩の場合

①（諏訪藩について）

慶長5年（1600）、旧領に復帰した諏訪藩主の諏訪氏は、それまでの地方知行を廃止して城下町の整備を行い、在郷に居住する武士の城下集住を進めた。然し、江戸初期（慶長期）は全給人（武士）56人のうち上級給人11人だけが城下に居住しているに過ぎず⁽³⁴⁾、江戸後期（安政期）に至っても全給人人数869人の5割に及ぶ給人が在郷に居住しているのである（表－17）。江戸勤め、不明を除けばその割合は6割にもなる。これを階層別にみると、知行取りの上級給人の9割は城下町に居住しているが、御徒以下の下級給人の5割が在郷居住である。しかも、在郷居住している給人の9割以上が下級の給人である。これは、先述の人吉、米沢、相馬藩のように藩の積極的な

施策としての在郷居住ではなく、下級給人の俸録の少な
き故に半農業生活を持続せざるを得ない事による。

さて、前章でも特筆したように、前座敷3段型（本棟
造り）住宅は、諏訪藩の④地域（東五千石）における城
下町武家住宅から継承されたところの上層農家の住宅型
であったものが、その周辺の松本藩の南部地域と天領域
に普及したのではないかと述べたが、其の根拠のひとつ
を諏訪藩城下町の上・中級武士の住宅にみるのである。
まず、事例－46は170石取りの上級武士の住宅である。文
化11年に作成された絵図によるが、建築年はそれよりか
なり古い。表側の2室は妻トコの前座敷と次の間の接客
空間である。その次の間の部屋いっぱいの幅二間に奥行
き一間の立派な式台玄関がとられている。その奥は家族
の日常的な居場所の茶の間である。そのまた奥が主人の
居間、座蒲に連がっている。敷地が6間の狭い間口のた
めに座敷一次の間の接客空間を表に優先的に出すが故に
家族日常空間の茶の間等が奥にずれた間口5間一尺、奥
行き14間三尺の細長い平面構成となっている。従って、
屋根形式は当然、妻入り形式であろう。事例47は同じく
城下町の100石取りの上級武士の住宅である。敷地の間口
は9間程あり建物の間口も幅6.5間と前事例より広く
なっている。前座敷と立派な玄関構えの付いた次の間の
構成は前事例と全く同じである。主人の居間と思われる
奥の8帖と10帖等の空間を除き、住宅の前半分は整形の
田の字型の平面構成である。然し、農家住宅の田の字型
とは違って、この次の間（ゲンカンノマ）と土間との間
は壁で土間からは入れず、まさに接客のための「玄関の
間」的な部屋である。また住宅の正面外観は（写真－3）
にみるように、屋根形式は板葺きの妻入りである。庇の
ある玄関構えと併せて城下町の武家住宅としては諏訪藩
独特の正面外観である。この住宅の表に面した前座敷－
玄関構えのある次の間と妻入りの正面外観の特徴的形
式は、諏訪藩の城下町の武家住宅の全事例にいえるので
ある。これは、とりもなおさず、前述した諏訪藩の④地
域における庄屋の住宅（事例－13）の次の間の形式と同
じであり、上層農家の前座敷3段型（本棟造り）住宅の特
徴とも共通するのである。

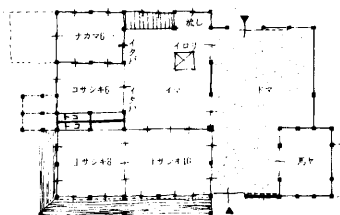


写真－3 諏訪藩城下町武家住宅の正面外観（事例－47
の住宅）

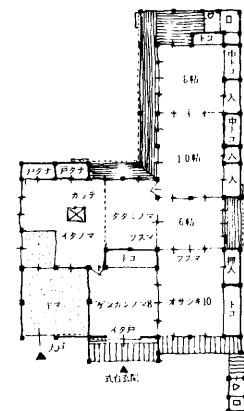
（表－17）安政年間の諏訪藩給人の居住地（分限帳による）

身分 居住地	知行取 30石～ 1200石	御中性 20～ 50俵	御 徒 10～ 23俵	小役人 5～ 19俵	御目見 扶 持	計
城 下	77	32	13	16	155	293 (33%)
在郷 村	城下周辺 (4ヶ村)	6	13	20	26	69 (15%)
	遠 隔 地 (47ヶ村)	2	12	68	65	158 (35%)
江 戸	12	8	17	3	44	84 (9.6%)
不 明	7	4	6	6	30	53 (6%)
計	104	69	124	116	456	869 (100%)

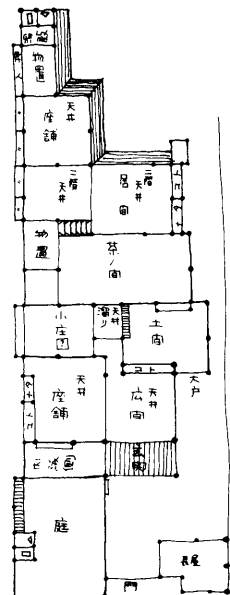
（注）「諏訪の近世史」より筆者が作成。



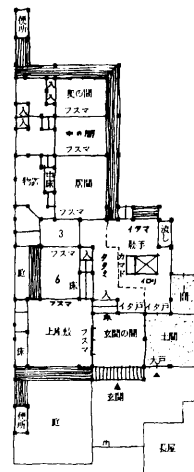
（事例－49）諏訪藩武家住宅（在郷）
（下級武士）
長野県岡谷市川岸（文化10年）
（本研究の現地復元調査）



（事例－47）諏訪藩武家住宅（城
下町）100石（上級武士）
長野県諏訪市島崎（江戸時代）本
棟造り
（本研究による現地復元調査）



（事例－46）諏訪藩武家住宅（城
下町）170石（上級武士）
長野県諏訪市島崎（文化11年
（1814）の絵図）建物はこれより
かなり古い。（屋根形式不明）（諏
訪の近世史より）



（事例－48）諏訪藩武家住
宅（城下町）70石（中級武
士）
長野県諏訪市片羽（嘉永元
年（1848）本棟造り（諏訪
の近世史より）

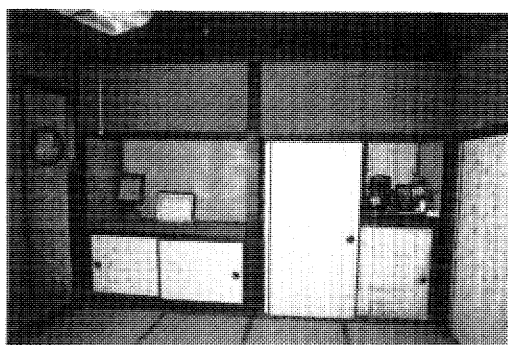
この玄関構えの特徴的形式は、江戸初期における諏訪藩の武家住宅を対象とした家作規制の中に、「……、玄関構停止、但し、家作之時節、以「差図」免許可「為」制外之事、一、長屋塀・腰板美麗仕間敷候、…」寛文8年(1668)〔家作の覚書〕⁽³⁵⁾とあるように、既に、寛文期以前に玄関構えが成立しており、豪華になりつつあったことを窺わせる。その規制は江戸中期にもみられ「……、玄関構の儀給人者必「分限」、輕鋪理可「申事、附「給米取玄関かまい「家老中まで可「受」指図事…略…」元禄8年(1695)〔家中法度条〕⁽³⁶⁾とあり、この玄関構えの形式が上級から下級までの武家住宅全体に普及していたことが判る。

これらの事実から、諏訪藩城下町の上級武士の住宅の平面形式(特に、前座敷－玄関構えのある次の間の構成)と正面外観の形式が諏訪藩のB地域の上層農家の前座敷3段型(本棟造り)として発展し、その周辺地域に普及したと想定される。

事例－48は70石取りの上級武士の住宅である。平面構成と正面外観は前事例と変わらない。この事例－47と48の住宅で、主人の居室である奥の居間に中トコが設けられている(写真－4)。これは前述した如く、諏訪藩の㉔㉕地域に分布する農家住宅の特徴である座敷のトコ形式に他ならない。藩内の㉔地域に在郷に居住する武家住宅が事例－49である。屋根形式はカヤ葺きの平入りである。4室構成の前座敷田の字型から、イマの下手はちょっとした接客に使うコザシキと、寝所であるナカマの2室に分化した型と考えられ、前座敷3段型への過渡的住宅である。この在郷武家住宅も、住宅の表側の次の間は接客空間に純化された空間である。トコは平トコ、玄関構えはなく、次の間と土間との間は板戸である点は先述の城下町の上級武士住宅とは異なるが、平面の基本的構成は城下町武家住宅の前半分の平面と類似している。またこの㉔地域に分布する農家住宅とは前座敷の田の字型の点では同じであるが、イロリのある茶の間の位置が、農家住宅では表側なのに対して、武家住宅は裏側であり異なるのである。

次に家作規制についてみてみよう。

一部は上述したが、諏訪藩の家作規制は下級階層に照



写真－4 諏訪藩城下町武家住宅の中トコ(事例－47の住宅)

準を合わせたものでなく、家中(武士)一般と農家一般を対象にしている。家中に対しては、「一、家作之儀、武間梁より式間半梁迄之、身程相応輕可「仕、但台所は少広茂各別之事、二、式間梁之外勿論四方付庇之儀は可「為」心次第之事、一、杉戸・襖…略…張付、長押作…まいら等に至迄塗漆停止之事、…略」寛文8年(1668)〔家作の覚書〕⁽³⁷⁾とある。これは江戸中期にも似たものが出されている。規制の内容はさほど厳しいものでなく、室内意匠も塗漆が停止しているだけで、その造作は是認している。梁間制限は2.5間内と厳しい。現存している武家住宅(事例－47)の小屋組をみると、座敷と次の間の間の位置にタテ方向に敷桁梁を通し、その上に両ヨコ方向へ2～3間の梁が組まれている。従って、梁間寸法が間口寸法ではない。そして小屋組は東立てである。この妻入りの小屋組方法も諏訪藩㉔地域の前座敷3段型住宅(本棟造り)の小屋組と同じである。また諏訪藩の武家住宅の特徴として、田の字型系の住宅にしてはイロリのある茶の間が20帖前後とかなり広い。これは、台所は少々広くて良いとする規制の結果であろう。一方、農家に対しては梁間制限などの規模規制はなく、「…天井張付板敷新規二致「儀は停止之事、唯今迄板鋪張付有之家幾軒と吟味いたし、…略…」天明7年(1787)〔披仰出書〕⁽³⁸⁾とあるように、武家住宅に比べて住宅の発展はずっと遅れ、江戸中期はまだ土坐から板敷への過渡期であったといえる。このことから、諏訪藩の㉔㉕地域の農家住宅の接客空間を中心とした発展は城下町武士→在郷武士を通じての影響過程が十分に考えられよう。

②(盛岡藩について)

盛岡藩主の南部氏はこの地の旧族居付の大名である。江戸初期の藩内の統治は、郡山、花巻、花輪、八戸(後に八戸藩に分藩)七戸、三戸、遠野等に城館を置き、1千石以上の家臣(大身者)22家に陪臣を扶養させて分知させていた⁽³⁹⁾。その後、地方知行の廃止に伴い、寛永4年(1627)の花巻城の廃止、寛文7年(1667)郡山城の廃止等によって家臣の盛岡城下への集住化が行われている。然し、実際にはかなり多くの家臣、陪臣が在郷に居住し続けたのである。盛岡藩の城下町の武家住宅については前述した如く、住宅規模、座敷構成、座敷型は階層によって異なっている。事例－50は城下町の100石取りの中級武士の住宅である。上座敷－下座敷のタテ型座敷をもつ曲がり家の鍵座敷田の字型住宅である。下座敷4帖に玄関が取り付け、米沢藩の武家住宅の構成と同じである。事例－51は68石取りの中級武士の住宅である。これもタテ型座敷を持つ曲がり家形式の鍵座敷広間型住宅である。以上の2例は盛岡藩の農家住宅と全く同じである。

事例－52は2人扶持の下級武士の住宅である。次の間はなく平トコ座敷1室であり規模も前2例に比べ小さい。

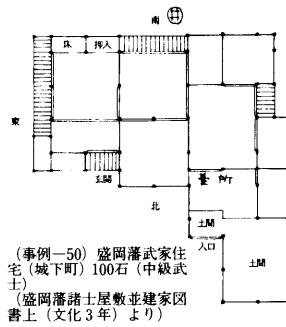
盛岡藩の武家住宅に関しては先学の佐藤巧氏の一連の研究がある⁽⁴⁰⁾。の中で、盛岡藩南部の遠野地域を統治していた遠野南部氏（盛岡南部氏の分知であって分藩ではない）の陪臣の住宅が事例－53、54である。遠野南部氏の陪臣は盛岡本藩の直臣と同じ家格意識があった⁽⁴¹⁾。またこの住宅の立地は遠野城（正確には遠野要害）近郊の農業地域である。従って、この住宅を在郷武士の住宅と見做して差し支えないと思われる。事例－53はウラザシキ・オモテザシキの2つの座敷にトコが設けられている。ウラザシキは主人の居間でオモテザシキが主客の座敷であろう。これは続き間のある前座敷系住宅から更に主人の居間を設けて発展した折衷型D住宅といえる。この型は城下町の上、中級武家住宅にも31例みられる。事例－54はタテ型座敷をもつ鍵座敷系住宅である。農家の鍵座敷系住宅に類似している。このように、盛岡藩においても城下町武士（上、中級武士）－在郷武士－農家に平面構成の計画原理の繋がりが見出せるのである。盛岡藩の家作規制は農家に対して、分相応にすべしといった儉約令如きもので住宅の規模、形態を規制するものはない。ただ「一、近年百姓共住居等奢長シ、障子、襖、長持など用ひ候類多相聞得、身分を失候処より自然と密木盗木等貯置候故御山も剪荒し…略…」寛政11年（1799）⁽⁴²⁾とあり、盛岡藩の農家住宅と生活手段の発展が江戸後期の寛政期にあったことを窺わせる。

(3) 在郷武士制度がなく在郷に武士が殆ど居住していない藩の場合

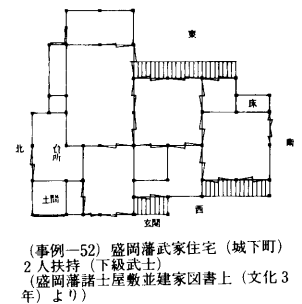
藩に対する献金などで、農民等から登用された極く一部の登用郷士はいるが、在郷に武士が殆ど居住していない藩を対象に考察する。在郷武士が多く居た(1)と(2)の藩が米沢藩を除いて全て旧族居付大名であったのに対して、これらの藩は全て譜代・外様の転封大名である。

①（臼杵藩について）

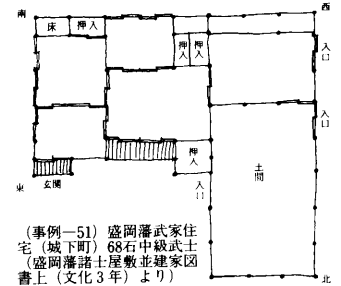
臼杵藩の農家住宅は、ほぼ完全なる鍵座敷系住宅の分布域である。ところが、城下町の中、下級武士の住宅の平面構成は非常に多様であり、農家住宅と殆ど関連がみられない。事例－55は下級武士の住宅である。座敷1室で次の間はない。座敷の奥にある10帖の部屋は主人の居間と思われる。タテ型座敷を持つ折衷型D住宅に近いが、間に柱がありタテ型座敷ではない。小規模故の平面構成である。事例－56は中級武士の住宅である。道路側にある玄関入口の奥の向こう側に座敷がある。手前の座敷は主人の居間であろう。このように、臼杵藩の武家住宅は座敷の位置、玄関入口、家族空間領域、棟構成、外形などは住宅によってまちまちの形態である。



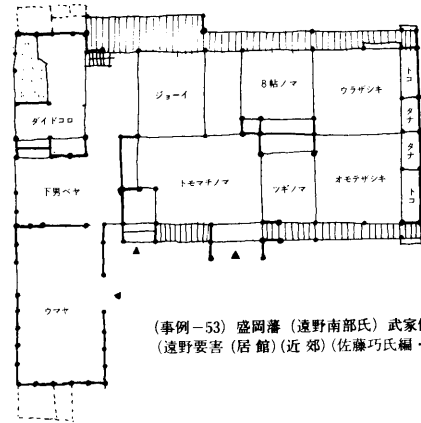
（事例－50）盛岡藩武家住宅（城下町）100石（中級武士）
（盛岡藩諸士屋敷並建家図書上（文化3年）より）



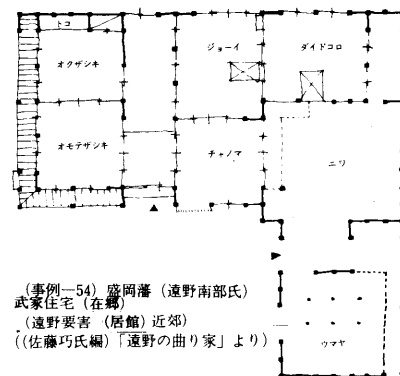
（事例－52）盛岡藩武家住宅（城下町）2人扶持（下級武士）
（盛岡藩諸士屋敷並建家図書上（文化3年）より）



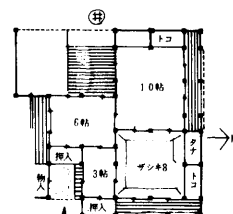
（事例－51）盛岡藩武家住宅（城下町）68石中級武士
（盛岡藩諸士屋敷並建家図書上（文化3年）より）



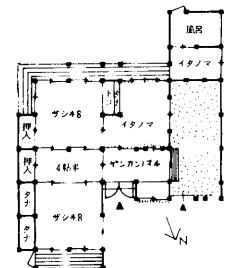
（事例－53）盛岡藩（遠野南部氏）武家住宅（在郷）
（遠野要害（居館）近郊）（佐藤巧氏編・近世武士住宅より）



（事例－54）盛岡藩（遠野南部氏）武家住宅（在郷）
（遠野要害（居館）近郊）
（佐藤巧氏編「遠野の曲り家」より）



（事例－55）臼杵藩武家住宅（城下町）下級武士
大分県臼杵市西海添（江戸時代）
（本研究の現地復元調査）



（事例－56）臼杵藩武家住宅（城下町）中級武士
大分県臼杵市二王座（江戸時代）
（本研究の現地復元調査）

臼杵藩の家作規制（触れ書きを含めて）は元禄3年（1690）から天保9年（1838）までに25回も頻繁に出されている。とりわけ、後期（1800～1838）の38年間に13回出されている⁽⁴³⁾。それは殆ど農家を対象にしたものである。

また各階層に対し総合的に出された天保4年のものを見ると、その対象と内容は、家中に対しては知行取り（石高数によっても違う）、扶持取り、足輕階層によって、玄関口の戸の枚数、門の幅、玄関・座敷の広さがきめられている。百姓に対しては、大庄屋、小庄屋、惣百姓〔本百姓〕別に、構造、屋根、天井、壁、室内意匠、土蔵、納屋等に至るまできめ細かく規制されている（規制の概要は注-44に示す）。

以上の如く、臼杵藩の農家住宅は城下町の武家住宅とその関連性はみられないが、頻繁に出された農家に対するきめの細かい家作規制によって、平面様式のかかなり統一した住宅型が分布したと考えられる。

②（岡藩について）

岡藩の農家住宅は前座敷（平トコ型）系住宅である。事例-57は下級、58は中級の武家住宅である。トコ形式は違うが前座敷系の田の字型に近似している。

家作規制はみられない。

③（佐伯藩について）

事例-59は中級の武家住宅である。座敷構成は妻トコの前座敷系である。中央にある10帖は茶の間であり、その奥の8帖は主人の居間である。住宅の表は接客空間、中央は家族空間、その奥は主人の空間と領域が明確に分かれている。農家住宅も妻トコの前座敷系であり、武家住宅と一致する。

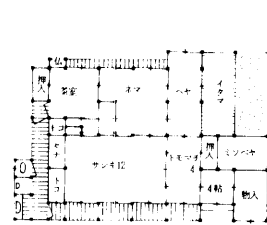
この藩も家作規制はみられない。

④（上山藩について）

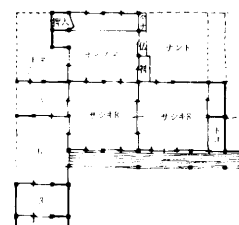
下級武士の住宅が事例-60である。小規模の妻トコの前座敷田の字型である。事例-61は中級武士の住宅である。座敷には5帖のゲンカンと式台玄関がある。次の間はこの部屋ではなく、奥のニノマである。従って、次の間があっても座敷直入りである。この座敷の部分は曲がり家になっていることから、前座敷田の字型からの発展とみられる。農家住宅は妻トコの前座敷系であり、下級武士住宅と類似している。この藩も家作規制はみられない。

⑤（三春藩について）

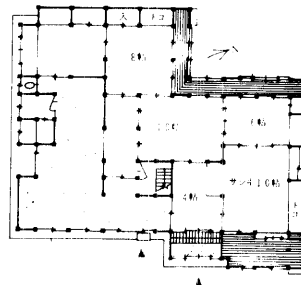
事例-62は中級武士の住宅である。基本的には妻トコの前座敷系に属しよう。農家住宅は前座敷系と鍵座敷系の混在である。



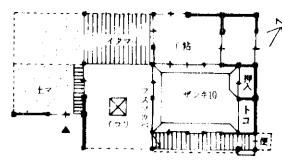
（事例-57）岡藩武家住宅（城下町）
下級武士
大分県竹田市竹田町（江戸時代）（本研究の現地復元調査）



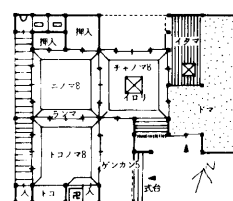
（事例-58）岡藩武家住宅（城下町）
中級武士
大分県竹田市（江戸時代）（本研究の現地復元調査）



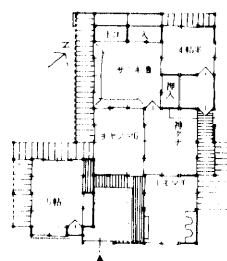
（事例-59）佐伯藩武家住宅（城下町）
中級武士
大分県佐伯市（江戸時代）（本研究の現地復元調査）



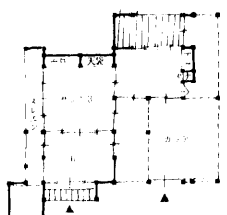
（事例-60）上山藩武家住宅（城下町）
下級武士
山形県上山町（江戸時代）（本研究の現地復元調査）



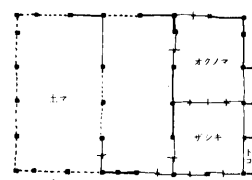
（事例-61）上山藩武家住宅（城下町）
中級武士（大目付）
山形県上山町（江戸時代）（本研究の現地復元調査）



（事例-62）三春藩武家住宅（城下町）
200石中級武士
福島県三春町清水（江戸時代）（本研究の現地復元調査）



（事例-63）松本藩武家住宅（城下町）
長野県松本市開智（19C前）100石
中級武士
本棟造り（松本市民家調査・大河直躬氏調査による）



（事例-64）松本藩武家住宅（城下町）
30石前後下級武士
長野県松本市開智（18C前）
（松本市民家調査・大河直躬氏調査による）

⑥（松本藩について）

松本藩の農家住宅は鍵座敷系住宅が支配的に分布している。武家住宅は前座敷系と鍵座敷系の2つの系統がある。大河直躬氏の調査住宅の5事例をみると⁽⁴⁵⁾、事例-63のようなタテ型座敷を有する住宅が2例、事例-64のような次の間のない前座敷だけを有する住宅が3例あり。前者の2例はともに100石以上の上級武士の住宅であり、後者は1例が30石で他の2例は扶持取りの下級武士の住宅である。このことから、松本藩では次の間のあるタテ型座敷をもつ住宅は上級武士の武士形式であったと

考えられる。農家住宅もこの型との関連が深い。この松本藩の武家住宅も妻入りの屋根形式がみられるが、それは前座敷3段型（本棟造り）と諏訪藩の城下町の武家住宅の特徴であった住宅表の次の間にある玄関構えのない形式であり、本棟造りとはいえない。また住宅の表に面した小規模の玄関構えを持つ住宅が2例みられるが、これは2例ともタテ型座敷を持つ上級の武家住宅の下座敷に設けられた形式である。従って、松本平野の南部に分布している前座敷3段型（本棟造り）住宅は藩領域と城下町武家住宅との関連でみると松本藩との関連はないといえる。

（Ⅲ－４）結論

以上、各藩の独自で独特の農家住宅の成立要因をその藩の武家住宅と家作規制を通して考察してきた。また武家住宅は城下町武士－在郷武士の関連からその平面構成を分析した。

先ず第1に、在郷武士がいた藩といない藩では武家住宅と農家住宅の関連は明らかに異なる。在郷に武士がかなり居住している藩では、武家住宅と農家住宅とは、座敷構成だけでなく、住宅全体の平面構成、外観などが同一傾向にある。しかも、農家住宅と在郷武家住宅だけでなく城下町武家住宅との3者とも同じであるのが注目される。更に、在郷武士制度を有している藩（人吉、米沢、相馬藩）では、平面構成の類似性だけでなく、住宅の発展の過程も3者ともに同質的である。

これに対して、在郷武士が殆どいなかった藩では、住宅全体の平面構成はあまり類似性はみられないが、座敷構成については城下町武家住宅と農家住宅に部分的な類似性がみられる藩と、臼杵、三春藩のように全体的にも部分的にも異なる藩がある。只、松本藩については上級武士の住宅と同質である。

以上の事実からして、江戸初期の武家住宅と農家住宅のはその初源においては軌を一にしても、その後の接客空間を含めた住宅の発展は上中級の城下町武家住宅においてその藩の独自で独特の空間構成と計画原理が確立、成立し、在郷にかなり多く居住していた在郷武士の住宅を媒体として農家住宅に影響普及したといえよう。

第2は大名の性格である。在郷武士の居ない藩は全て転封大名である。この転封大名は江戸の初期から中期までに他の地から家臣団を連れて移ってきたのである。一部の地侍を召し抱えるものの、地方知行を全廃していることもあって、新しい武士と農民との結びつきは旧族居付の大名に比べてかなり薄いといえる。このことも武家住宅と農家住宅の関連が少ない理由の1つであろう。然し、転封大名であっても、在郷武士制度を有する藩では城下町武士－在郷武士－農家の3者の住宅の平面構成がかなり同一である。例えば、米沢藩の上杉氏は越

後からの移封であるが、城下町武士－在郷武士－農家の住宅は座敷構成を含む全体の平面構成が同じである。これは先述したように、積極的な在郷武士政策を条件としている。この上杉氏の旧封地であった越後の国は前座敷系住宅に混じって鍵座敷系住宅の分布もかなり多くみられる。また延岡藩の農家住宅には併列型に混じって鍵座敷系住宅が分布している。この藩の江戸中期以降の藩主の内藤氏は鍵座敷系の農家住宅が分布している磐城平藩からの転封である。その内藤氏は磐城平、延岡の旧、新封地において在郷武士政策を展開しているのである⁽⁴⁶⁾。このことを考え併せて、領主の旧封地の住宅形式が新封地で、在郷武士を通じて農家住宅に伝播した事が窺えよう。

第3に、家作規制は、幕府の全国規制を基底にしながらも、藩からの規制はその頻度、内容、対象が藩によって異なり独自のである。江戸後期の農家住宅は、その規模、室内意匠において、各藩ともその藩の家作規制を越えている。しかし、その規制が、その藩独自の平面構成成立の外的条件の1つになったことは確かである。

例えば藩内にかなり統一された平面構成の住宅が分布している藩は家作規制が厳しく、また規制の頻度も多い。人吉、相馬、臼杵藩にそれを見ることが出来るのである。

注

- 1) 江戸期は史学の分類を参考に以下に分類した。
前期（寛文・永宝期まで）
中期（元禄～天明期）
後期（寛政期～慶応期）
- 2) 石原憲治「日本農民建築の研究」南洋堂
- 3) このような観方は岡田光正著「住宅の計画学」p9～鹿島出版、など多くの文献にみられる。
- 4) 青木・竹下・大岡、他「農家住宅に関する研究、その1～12」「同、その22」昭和51、52、56年度日本建築学会大会梗概集
- 5) 青木、大岡「藩域からみた農家住宅の地域的特徴と歴史的発展過程に関する研究(1)」p89～90、財団法人：新住宅普及会、住宅建築研究所報1984
- 6) 同前、
- 7) 明治大学内藤文書研究会「譜代藩の研究－譜代内藤藩の藩政と藩領」p201、八木書店
- 8) いわき市教育委員会「いわき市史2・近世」
- 9) 諏訪市教育委員会「諏訪の近世」p35～
- 10) 「物語藩史4、諏訪藩」人物往来社
- 11) この鍵座敷系住宅の成立説は、太田博太郎氏の「建築学体系、住居論（日本住宅史）」p163～の論述に代表される。その他多くの文献でこの見解を踏襲している。
- 12) 近年、史学の分野では、江戸時代の見直しが総合的に行われている。明治の皇国史観の否定である。江戸時代の農民の生活もただ搾取されるがままでなく、抑圧、制圧を受けながらも、農民の自由、自立、自治がかなり存在していたといわれる。
- 13) 矢守一彦「幕藩社会の地域構造」大明堂
- 14) 多良木町教育委員会「多良木町史」p360～
- 15) 民俗学では、周囲論の考えで、鹿児島、南洋諸島の分棟型から次第に一つの棟に結合してこのカギ家となったとする見解がある。（小野重郎「民家の構造と周囲論」日本民俗学会 No. 29、昭和38年）この考えは、明らかに間違っていることが判る。又、藩で農家住宅の平面が異っていることは、民家の周

圈論も否定されたといえる。

- 16) 人吉市教育委員会「人吉市史」p556～
- 17) 同前 p651～
- 18) 熊本県史料集成第14集「人吉藩の政治と生活」p185 日本談義社
- 19) 藩政史研究会編「藩政成立史の総合研究…米沢藩」吉川弘文館
- 20) 同前 p367～
- 21) 長井政太郎「上杉藩郷土集落の研究」p 3～図書刊行会
- 22) 同前 p2
- 23) 吉田義信「置賜民衆生活史」p181～図書刊行会
- 24) 同前 p191, 婦農には家作料, 土地, 肥料などが供与されている。
- 25) 同前, p48
- 26) 高畠町教育委員会「高畠町史」p765
- 27) 前掲「置賜民衆生活史」p194
- 28) 相馬市教育委員会「相馬市史一通史編」
- 29) 飯館村教育委員会「飯館村史」
- 30) 文久2年の北標葉の戸数〔浪江町史 p477〕
寺, 14 給人, 111 郷土, 34 準土, 3
百姓, 896 陪臣, 4 山先, 8 修験(山伏含む) 16
杜家, 6 医者, 1 計, 1093
- 31) 前掲「相馬市史」p477
- 32) 同前, p479
- 33) 前掲「相馬市史一民俗編」p48
- 34) 前掲「諏訪の近世」p100
- 35) 同前, p207
- 36) 同前, p211
- 37) 長野県教育委員会「長野県史・3」p56
- 38) 前掲「諏訪の近世」p786
- 39) 岩手県教育委員会「岩手県史・11」p189
- 40) 「近世の武家住宅」など武家住宅の著作, 論文が多い。
- 41) 前掲「岩手県史・11」p527
- 42) 前掲「岩手県史・民俗編」p13～
- 43) 村瀬庄兵衛書付(臼杵市立図書館蔵)
- 44) (臼杵藩本百姓への家作規制) 在中家造の制(天保8年)

(二)惣百姓家造之制

- | | | |
|--------|---|--|
| 一, 居 | 家 | 古来腕押簡慣堀立之處, 慣家免之, 柱ちよの打之儘可相用, 鴨居鴨居板敷等かなかけ不苦, 尤土蔵造り竝長押を打, さまを明候儀無用但玄關場所無用 |
| 一, 屋 | 根 | 茅葺併谷瓦は不苦, 棟瓦無用, かつふりは不苦 |
| 一, 天 | 井 | 板無用 |
| 一, 壁 | | 惣張付無用, 白紙にて, 致腰張候儀は不苦 |
| 一, 畳 | | 七島茅之内可相用, 上之間次之間は縁付候も不苦, 其外無縁 |
| 一, 雨 | 戸 | 盜難防ぎの爲にも相成候時に不苦
尤雨戸袋不目立様随分鹿相に可致 |
| 一, 土 | 蔵 | 間敷貳間に三間迄を可限, 其除延候は兼て申付置候通棟違普請致し, 冥加銭差出可申候, 尤瓦葺不苦
但庇且下おろし候儀無用前之上計へうてにておふたれ付候儀は不苦 |
| 一, 厩 | | 納屋同然 |
| 一, 雪 | 隠 | 本屋之底下に造込候得ば瓦葺不苦, 別に建候得ば, 茅葺間敷は格好次第, 不淨道具置候位之除計りは不苦 |
| 一, 納 | 屋 | 應身上間敷格好次第, 併二階且庇付候儀無用, 物上作りは不苦 |
| 一, 大庄屋 | | より惣百姓に致迄, 板そき, 杉皮, 竹瓦等にて屋根葺候儀無用, 庇は杉皮, 竹瓦之内にて葺候儀不苦, 尤間敷庇同様 |

- 45) 松本市教育委員会「松本市の民家」大河直躬氏調査
- 46) 前掲「譜代藩の研究ー譜代内藤藩の藩政と藩領」

〈研究組織〉

- 青木正夫(九州大学・教授)
- 主査 大岡敏昭(日本文理大学・助教授)
- 委員 木村永遠(同 ・助手)
- 委員 中村禎男(同 ・助手)
- 協力 岡本恒之(大分大学大学院)
- 昭和59, 60年度日本文理大学・卒業論文学生諸氏